

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区事務手数料条例等の一部を改正する 条例(20)	2
江東区特別区税条例等の一部を改正する条 例(21)	3
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条 例の一部を改正する条例(22)	4

◎規 則

水防又は応急措置の業務に従事した者の損 害補償に関する条例施行規則の一部を改正 する規則(60)	5
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正 する規則(61)	5
江東区私道排水設備助成条例施行規則の一 部を改正する規則(62)	9
江東区保健所長委任規則の一部を改正する 規則(63)	11

◎規 則（教）

江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に 関する規則の一部を改正する規則(4)	13
---	----

◎告 示

保管自転車の処分について（令和4年5月 下期）(196)	13
特別区道路線の区域変更について(197)	13
特別区道路線の供用開始について(198)	31
区有通路の区域変更について(199)	49
告示事項変更届（古石場親交会）(201)	61
告示事項変更届（亀戸2丁目町会）(202)	61
特定子ども・子育て支援施設等の確認につ いて(204)	61
道路占用許可基準の一部改正について (206)	61
地方自治法第260条の2に規定する「地 縁による団体」の規約変更について(207)	61
令和4年度補正予算の告示について(208)	62
建築基準法第42条第1項第5号の規定に 基づく道路位置の指定について(209)	65
保管自転車の処分について（令和4年6月 上旬）(211)	65

東京都市計画防災街区整備方針の変更につ いて(212)	66
東京都市計画地区計画の変更について (213)	66
特定教育・保育施設の確認について(214)	66
建築基準法第42条第1項第5号の規定に 基づく道路位置の指定について(216)	67
情報公開条例第32条及び個人情報保護条 例第55条の規定による公表について(218)	67
令和4年度補正予算の公表(219)	70
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談 支援事業の廃止について(221)	72
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談 支援事業の指定について(222)	73
指定居宅介護支援事業所の廃止について (225)	73
指定居宅介護支援事業所の廃止について (226)	73
指定居宅介護支援事業所の廃止について (227)	73
指定居宅介護支援事業所の廃止について (228)	74
指定避難所の指定について(229)	74
開発行為に関する工事の完了公告(231)	74
指定居宅介護支援事業所の廃止について (233)	74
指定居宅介護支援事業所の廃止について (238)	74

◎告 示（教）

令和4年第6回江東区教育委員会定例会の の招集(11)	75
--------------------------------------	----

◎告 示（選）

選挙人名簿からの抹消(9)	76
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、 3分の1の数及び6分の1の数(10)	76
令和4年7月10日執行の参議院議員選挙 における各投票区の投票所について(11)	76
令和4年7月10日執行の参議院議員選挙 における投票管理者及び同職務代理者の選 任について(12)	78
令和4年7月10日執行の参議院議員選挙 における期日前投票所について(13)	78
令和4年7月10日執行の参議院議員選挙 における在外選挙人の期日前投票所につい て(14)	78
令和4年7月10日執行の参議院議員選挙	

における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について(15)	78
令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員選挙の開票の場所及び日時(16)	78
令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院 (東京都選出) 議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任(17)	78
令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院 (比例代表選出) 議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任(18)	79
令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院 (東京都選出) 議員選挙及び参議院 (比例代表選出) 議員選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時(19)	79
令和 4 年 6 月江東区選挙管理委員会告示第 1 5 号の一部改正について(20)	79

◎区 議 会

区議会議決事項 (令和 4 年第 2 回定例会)	79
--------------------------------	----

条

例

江東区事務手数料条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 6 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 2 0 号

江東区事務手数料条例等の一部を改正する条例

(江東区事務手数料条例の一部改正)

第 1 条 江東区事務手数料条例 (昭和 3 3 年 3 月江東区条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 4 中 4 2 の項を削り、4 3 の項を 4 2 の項とし、4 4 の項から 9 4 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 6 の 1 の項中「若しくは第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ」及び「若しくは第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号イ」を削り、同表 8 4 の項を同表 8 5 の項とし、同表 8 3 の項中「若しくは第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号」及び「若しくは第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号ロ」を削り、同項を同表 8 4 の項とし、同表 8 2 の項の次に次のように加える。

8 3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1 件につき 1 6 0 , 0 0 0 円	許可申請のとき
---	--	------------------------------	---------

(江東区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例 (令和 3 年 3 月江東区条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「有効期間の満了に当たって」を「営業を継続するために」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区特別区税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第21号

江東区特別区税条例等の一部を改正する条例

（江東区特別区税条例の一部改正）

第1条 江東区特別区税条例（昭和39年12月江東区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項を次のように改める。

- 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第15条第6項を次のように改める。

- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第20条第1項第5号中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第20条の3第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第23条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第24条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中

第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第24条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第36条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

付則第3条の4の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

付則第8条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

付則第11条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

付則第14条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき

に限り、適用する。

付則第 14 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 24 条第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第 14 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)」を削る。

付則第 18 条を削る。

(江東区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 江東区特別区税条例の一部を改正する条例(令和 3 年 7 月江東区条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条の 3 第 1 項各号列記以外の部分の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族()」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しないものを除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「の規定中個人の区民税に関する部分」を「第 10 条第 2 項、第 14 条第 1 号及び第 24 条の 3 第 1 項並びに付則第 2 条の 4 第 1 項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中江東区特別区税条例第 24 条の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 24 条の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例付則第 3 条の 4 の 2 第 1 項及び第 11 条第 3 項の改正規定並びに同条例付則第 18 条を削る改正規定並びに第 2 条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中江東区特別区税条例第 15 条第 4 項及び第 6 項、第 20 条の 3 第 1 項及び第 2 項、第 23 条第 1 項ただし書並びに第 36 条の 7 の改正規定並びに同条例付則第 8 条第 2 項、第 14 条の 2 第 4 項並びに第 14 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条

(江東区特別区税条例の一部を改正する条例(令和 3 年 7 月江東区条例第 14 号)附則第 2 条第 4 項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第 2 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(区民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の江東区特別区税条例(以下「新条例」という。)第 24 条の 2 第 1 項の規定は、前条第 1 号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1 号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第 24 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の江東区特別区税条例(次項において「旧条例」という。)第 24 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第 24 条の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第 24 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 24 条の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の江東区特別区税条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 6 月 30 日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区条例第 22 号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成 12 年 3 月江東区条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条第 3 項中「6, 400 円」を「16, 000 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。（教員特殊業務手当の内払）
- 3 改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

規

則

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月23日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第60号

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（昭和43年8月江東区規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の項中「166, 950円」を「171, 650円」に、「72, 990円」を「75, 290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83, 480円」を「85, 780円」に、「36, 500円」を「37, 600円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。（経過措置）
- 2 新規則別表第4の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月23日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第61号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和40年3月江東区規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 7 号の 2 様式 (第 1 6 条関係)

(特別徴収)

督促状

特別区民税・都民税(特別徴収)				
指定番号		税 額		円
年 度		延 滞 金		円
月		〔 江 東 区 特 別 区 民 税 条 例 第 8 条 第 2 項 第 2 号 の 2 に よ る 金 額 〕		
納 期 限		合 計 額		円
備 考				

年 月 日

江 東 区 長

印

◎ 納期限までに納付の確認ができませんでしたので、地方税法第329条により、督促状を送付します。

◎ 納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ江東区特別区民税条例第8条及び付則第2条の2により計算した延滞金額が加算されます。表記税額が2,000円未満のときは延滞金はかかりません。

算出した延滞金額が1,000円未満のとき、その全額を切り捨てます。また、確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てます。

◎ この督促状を発した日から起算して、10日経過した日までに表記の徴収金を完納しないときは、地方税法の定めにより滞納処分を受けることとなります。

◎ この督促に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができ、処分の取消しの訴えを提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。

次の各号のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。ただし、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則
この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一部を
改正する規則を公布する。

令和4年6月29日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第62号

江東区私道排水設備助成条例施行規則の一
部を改正する規則

江東区私道排水設備助成条例施行規則（昭和5
7年7月江東区規則第37号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条関係)

種別		形状	寸法	単位	単価 (円)		備考
					一般工事	工事困難	
排水本管		内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	34,942		深さは、人孔間の平均深さとする。
			深さ 1.00m以上		43,006		
		内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	36,635		
			深さ 1.00m以上 1.40m未満		44,700		
			深さ 1.40m以上 1.80m未満		76,387	88,717	
			深さ 1.80m以上 2.20m未満		92,685	105,116	
			深さ 2.20m以上 2.60m未満		125,194	137,879	
			深さ 2.60m以上		135,810	148,495	
		内径 250mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	45,433		
			深さ 1.00m以上 1.40m未満		55,514		
			深さ 1.40m以上 1.80m未満		81,934	94,601	
			深さ 1.80m以上 2.20m未満		98,760	111,480	
			深さ 2.20m以上 2.60m未満		131,749	144,771	
			深さ 2.60m以上 3.00m未満		142,893	162,249	
		内径 300mm ・塩化ビニル	深さ 3.00m以上 3.40m未満	m	158,731		
			深さ 1.40m未満		65,107		
			深さ 1.40m以上 1.80m未満		92,539	106,599	
			深さ 1.80m以上 2.20m未満		110,425	124,637	
			深さ 2.20m以上 2.60m未満		144,548	159,014	
			深さ 2.60m以上 3.00m未満		156,700	177,618	
		内径 350mm ・塩化ビニル	深さ 3.00m以上 3.40m未満	m	173,613		
			深さ 1.80m未満		99,249	114,051	
			深さ 1.80m以上 2.20m未満		117,433	132,345	
			深さ 2.20m以上 2.60m未満		150,295	165,461	
			深さ 2.60m以上 3.00m未満		163,758	179,737	
			深さ 3.00m以上 3.40m未満		183,683		
取付管		内径 150mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	28,349		深さは、排水本管（人孔間）の平均土被りとする。
			深さ 1.00m以上 1.40m未満		30,485		
			深さ 1.40m以上		33,050		
管防護		内径 200mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	34,887		
			深さ 1.00m以上 1.40m未満		37,024		
			深さ 1.40m以上		39,588		
			深さ 1.40m以上				
管防護		内径 250mm ・塩化ビニル	深さ 1.00m未満	m	17,474		
			深さ 1.00m以上 1.40m未満		18,247		
			深さ 1.40m以上		20,381		
			深さ 1.40m以上		20,987		
人孔	人孔	矩形人孔 内径 60cm×90cm	深さ 1.00m未満	箇所	544,959		
			深さ 1.00m以上 1.20m未満		627,373	632,152	
			深さ 1.20m以上 1.40m未満		668,453	673,232	
			深さ 1.40m以上 1.60m未満		714,529	719,307	
			深さ 1.60m以上 2.00m未満		792,269	797,581	
			深さ 2.00m以上		919,926	927,893	
		円形人孔 内径 70cm	深さ 1.00m未満	箇所	295,152		
			深さ 1.00m以上 1.20m未満		317,669		
			深さ 1.20m以上		368,536	371,190	
			深さ 1.20m以上				

	円形人孔 内径 90cm	深さ 1.20m未満 深さ 1.20m以上 1.40m未満 深さ 1.40m以上 1.60m未満 深さ 1.60m以上 2.00m未満 深さ 2.00m以上 2.40m未満 深さ 2.40m以上 2.80m未満 深さ 2.80m以上 3.20m未満	箇所	582,656 663,600 716,537 833,276 929,801 1,051,114 1,178,445	667,848 720,785 839,119 938,830 1,071,828 1,199,159	
	副 管 内径 200mm ・塩化ビニル	高さ 1.00m未満 高さ 1.00m以上 1.50m未満 高さ 1.50m以上 2.00m未満 高さ 2.00m以上	箇所	220,378 240,370 272,361 292,573		
汚 水 ま す	内径 35cm L形ます 丸形ます		箇所	97,878 110,139		
	内径 50cm L形ます 丸形ます	深さ 1.00m未満 深さ 1.00m以上 深さ 1.00m未満 深さ 1.00m以上	箇所	101,121 124,931 115,675 139,485		
	内径 70cm		箇所	342,641		
雨 水 ま す	内径 35cm	1枚蓋（深さ0.80m） 2枚蓋（深さ1.00m）	箇所	89,685 148,970		
	内径 50cm	1枚蓋（深さ0.80m） 2枚蓋（深さ1.00m）	箇所	99,517 158,802		
格 子 蓋 雨 水 ま す	内径 50cm （標準型）		箇所	113,416		
	内径 35cm （角型）		箇所	90,613		
L 型 側 溝	250B 300B		m	17,556 18,184		
L 型 側 溝 コ ン ク リ ー ト 基 礎	250B 300B		m	7,270 7,820		
試 験 堀	A 形（2.0m× 1.0m×1.5m） B 形（1.5m× 0.7m×1.3m） C 形（1.0m× 0.7m×1.0m）		箇所	131,003 38,255 19,126		
障 害 物 切 廻 し			式	東京都水道局（水道管）、東京瓦斯株式会社（ガス管）等の発行する領収書記載金額の100分の90以内		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月30日

江東区長 山 崎 孝 明

◎江東区規則第63号

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則

江東区保健所長委任規則（昭和50年3月江東区規則第56号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 27 号コを同号シとし、同号ケ中「第 67 条第 1 項」を「第 67 条」に改め、「第 70 条第 1 項」の次に「(法第 57 条第 2 項の規定により法第 56 条第 2 項の規定を準用する場合を含む。)」を、「許可営業者」の次に「又は届出営業者」を、「承継の届出の受理」の次に「、省令第 70 条の 2 の規定による知事に対して行うべき営業の届出の受理」を加え、「都規則第 16 条の規定による知事に提出すべき営業開始報告書の受理」を「省令第 71 条の 2 の規定による知事に対して行うべき廃業の届出の受理」に、「第 21 条」を「第 19 条」に、「第 25 条」を「第 22 条」に改め、同号ケを同号サとし、同号中クをコとし、エからキまでをカからケまでとし、同号ウ中「第 67 条第 1 項」を「第 67 条」に改め、「第 70 条第 1 項」の次に「(法第 57 条第 2 項の規定により法第 56 条第 2 項の規定を準用する場合を含む。)」を、「許可営業者」の次に「又は届出営業者」を、「承継の届出の受理」の次に「、省令第 70 条の 2 の規定による営業の届出の受理」を、「変更の届出の受理」の次に「、省令第 71 条の 2 の規定による廃業の届出の受理」を加え、「規則第 4 条の規定による廃業届の受理、規則第 6 条の規定による営業報告書の受理」を「省令第 71 条の 2 の規定による廃業の届出の受理、規則第 7 条の規定による営業許可書の交付」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「開始報告書」を「生食用食肉の取扱い開始報告書」に、「廃止報告書」を「生食用食肉の取扱い廃止報告書」に改め、同号ウを同号エとし、同号エの次に次のように加える。

オ 卸売市場外の営業に係る法第 58 条第 1 項の規定による回収の届出の受理

第 1 条第 27 号中イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 法第 8 条第 1 項の規定による指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出の受理

第 1 条第 29 号中カからスまでを削り、同号セ中「第 19 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改め、同号セを同号カとし、同号中ソからニまでを削り、同号ヌ中「第 19 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改め、同号ヌを同号キとし、同号ネを削り、同号ノ中「第 20 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同号ノを同号クとし、同号ハを同号ケとし、同条第 50 号の 2 中「という。)」の次に「及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和 28 年厚生省令第 14 号。以下この号において「省令」という。)」を加え、同号に次のよ

うに加える。

タ 省令第 1 条の 4 の規定による麻薬小売業者の役員の変更の届出の受理

第 2 条中「第 27 号ア、同号エ、同号オ、同号カ、第 29 号セ」を「第 27 号イ、同号カ、同号キ、同号ク、第 29 号カ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 （ 教 ）

江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月30日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 眞 貝 裕利子

◎江東区教育委員会規則第4号

江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3, 200円」を「8, 000円」に、「6, 400円」を「16, 000円」に、「3, 000円」を「7, 500円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。（教員特殊業務手当の内払）
- 3 改正後の規則別表第2の規定を適用する場合には、この規則による改正前の江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

告 示

◎江東区告示第196号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年6月7日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和4年6月9日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和4年6月9日

江東区長 山 崎 孝 明

記

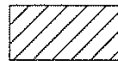
整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	深24号	江東区佐賀一丁目4番1先から 江東区佐賀一丁目4番2先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
2	深28号	江東区佐賀一丁目26番12先から 江東区佐賀一丁目26番1先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
3	深37号	江東区永代二丁目3番1先から 江東区永代二丁目3番2先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

4	深 1 3 8 号	江東区牡丹三丁目 1 0 番 5 先から	次図表示のとおり
		江東区牡丹三丁目 1 0 番 3 先まで	次図表示のとおり
5	深 1 4 2 号	江東区牡丹三丁目 1 0 番 3 先から	次図表示のとおり
		江東区牡丹三丁目 1 0 番 1 2 先まで	次図表示のとおり
6	深 3 6 9 号	江東区森下一丁目 4 番 1 先から	次図表示のとおり
		江東区森下一丁目 4 番 1 3 先まで	次図表示のとおり
7	深 3 7 4 号	江東区森下一丁目 2 6 番 6 先から	次図表示のとおり
		江東区森下一丁目 2 6 番 1 5 先まで	次図表示のとおり
8	深 3 7 6 号	江東区常盤二丁目 7 番 2 先から	次図表示のとおり
		江東区常盤二丁目 7 番 4 先まで	次図表示のとおり
9	深 4 2 2 号	江東区森下五丁目 1 0 番 4 先から	次図表示のとおり
		江東区森下五丁目 1 0 番 7 先まで	次図表示のとおり
1 0	深 4 3 8 号	江東区毛利一丁目 4 2 番 1 6 先から	次図表示のとおり
		江東区毛利一丁目 4 2 番 1 8 先まで	次図表示のとおり
1 1	深 4 4 3 号	江東区毛利一丁目 2 6 番 9 先から	次図表示のとおり
		江東区毛利一丁目 2 6 番 1 2 先まで	次図表示のとおり
1 2	城 9 1 号	江東区大島二丁目 1 5 9 番 1 先から	次図表示のとおり
		江東区大島二丁目 2 0 3 番 先まで	次図表示のとおり

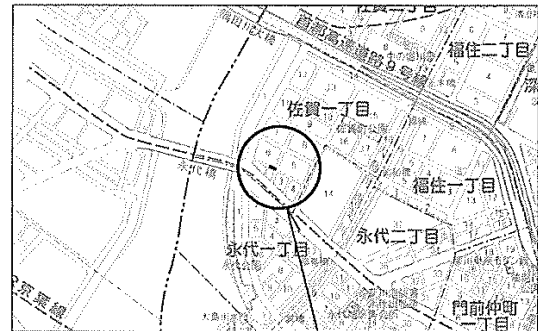
1 3	城 1 4 0 号	江東区北砂三丁目 3 1 4 番 7 先から	次図表示のとおり
		江東区北砂三丁目 3 1 4 番 1 5 先まで	次図表示のとおり
1 4	江 9 7 号	江東区大島三丁目 4 7 2 番 1 先から	次図表示のとおり
		江東区大島三丁目 4 6 9 番 4 先まで	次図表示のとおり
1 5	江 5 1 4 号	江東区亀戸九丁目 2 4 0 番 1 4 先から	次図表示のとおり
		江東区亀戸九丁目 1 2 9 番 2 先まで	次図表示のとおり
1 6	江 5 6 6 号	江東区亀戸九丁目 1 2 9 番 4 0 先から	次図表示のとおり
		江東区亀戸九丁目 1 2 9 番 2 1 先まで	次図表示のとおり

特 別 区 道 深 2 4 号 区 域 変 更 略 図

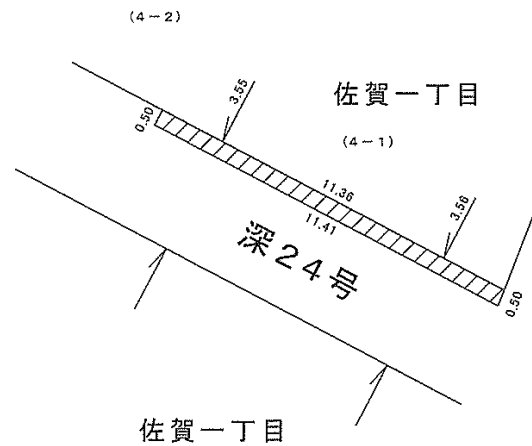
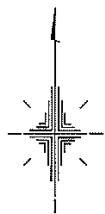
江 東 区 佐 賀 一 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 5.70平方メートル



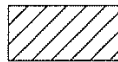
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 2 8 号 区 域 変 更 略 図

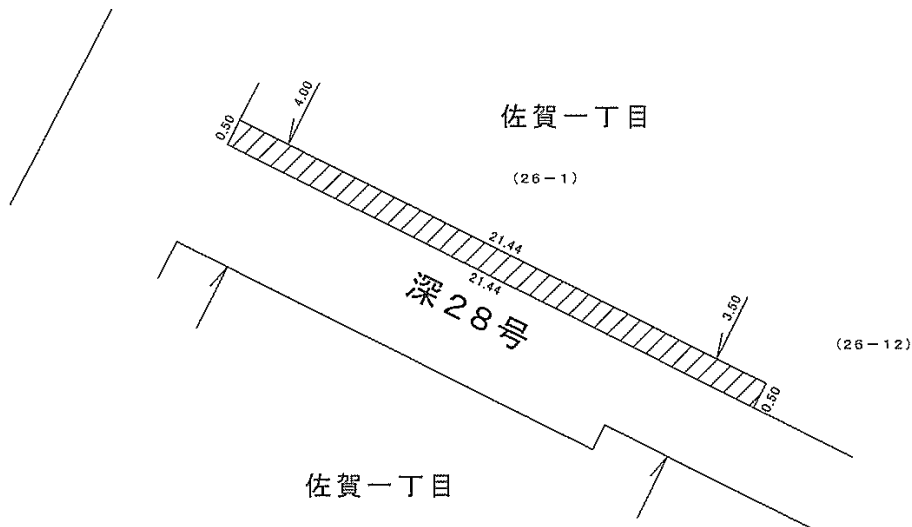
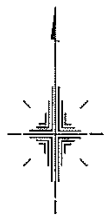
江 東 区 佐 賀 一 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 10.73 平 方 メートル



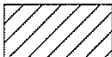
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 3 7 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 永 代 二 丁 目 地 内

 編 入 区 域

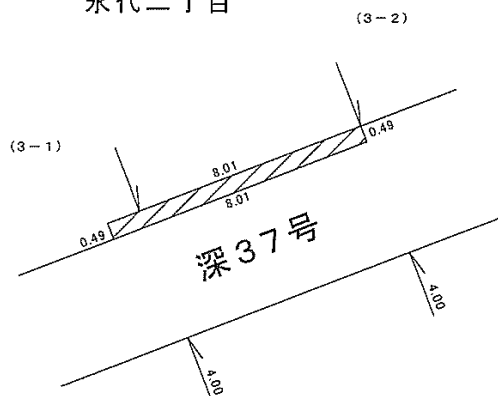
面 積 3.99 平 方 メートル



区域変更箇所



永代二丁目



永代二丁目

※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道深 138 号区域変更略図

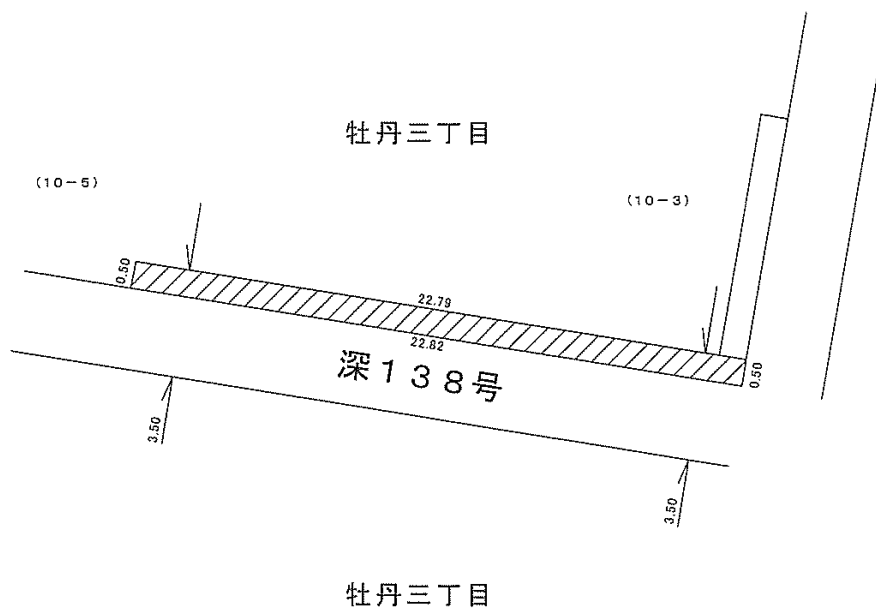
江東区牡丹三丁目地内

 編入区域

面積 11.40 平方メートル



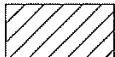
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 1 4 2 号 区 域 変 更 略 図

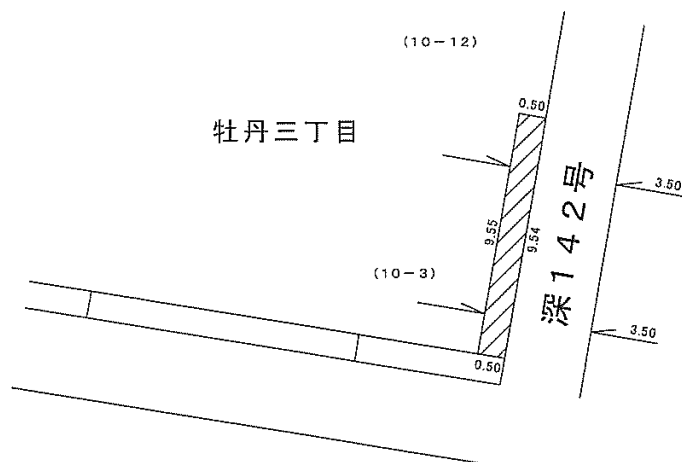
江 東 区 牡 丹 三 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 4.77平方メートル



区域変更箇所

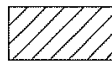


牡丹三丁目

※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 3 6 9 号 区 域 変 更 略 図

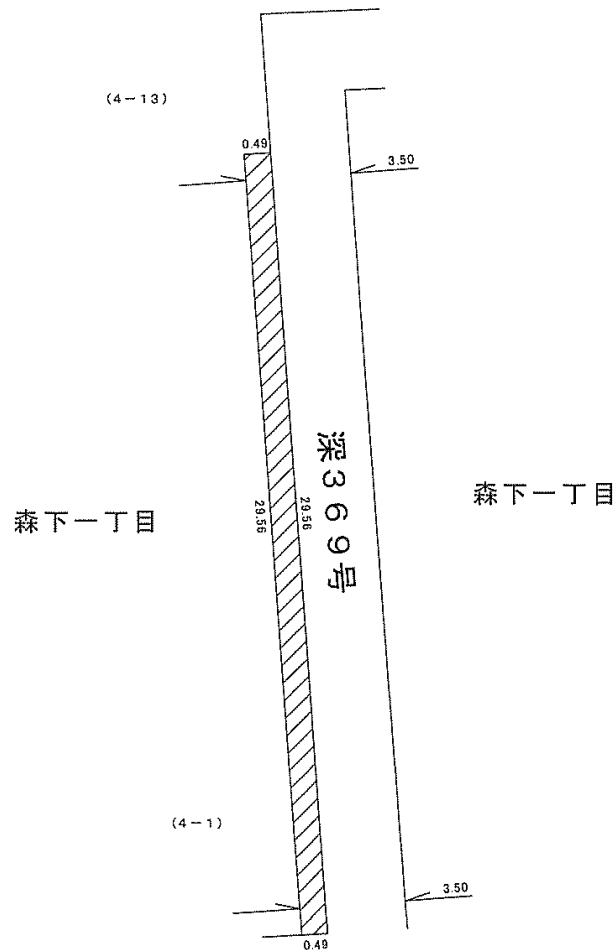
江 東 区 森 下 一 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 14.76 平 方 メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 3 7 4 号 区 域 変 更 略 図

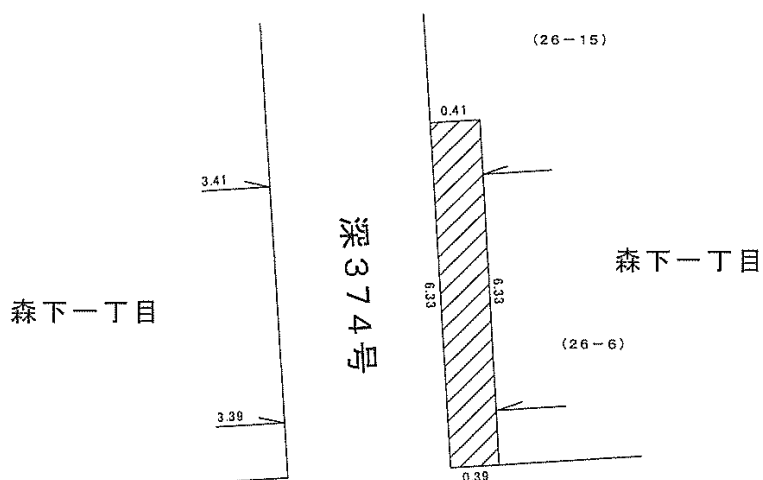
江 東 区 森 下 一 丁 目 地 内



面 積 2.56平方メートル



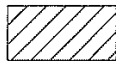
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

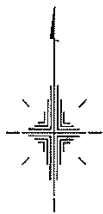
特 別 区 道 深 3 7 6 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 常 盤 二 丁 目 地 内

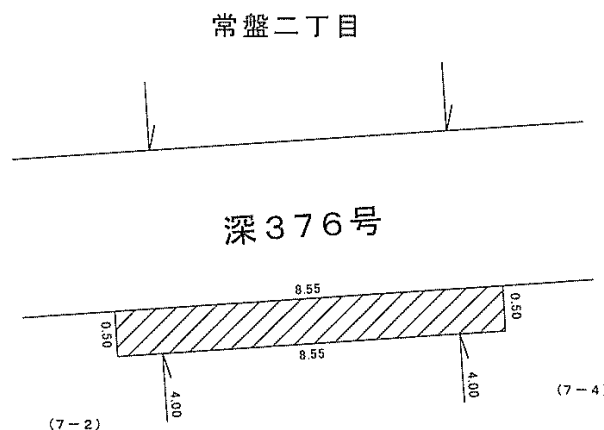


編 入 区 域

面 積 4.28 平 方 メ ー ト ル



区 域 変 更 箇 所



常盤二丁目

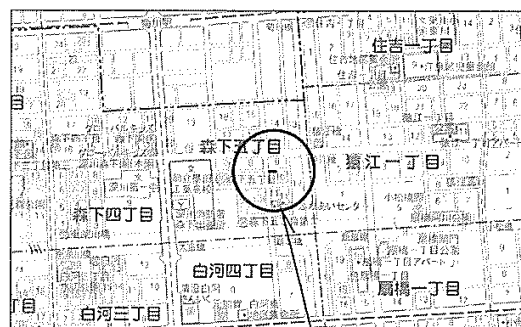
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 4 2 2 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 森 下 五 丁 目 地 内

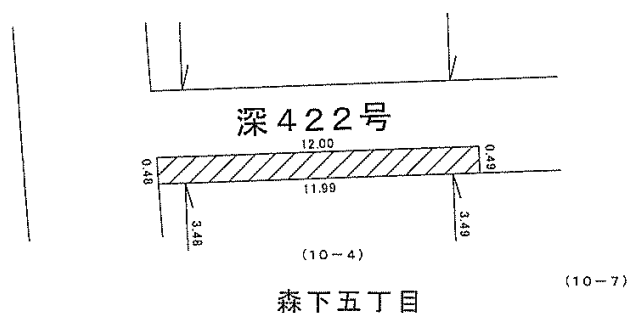


面 積 5.89平方メートル



区域変更箇所

森下五丁目

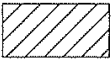


森下五丁目

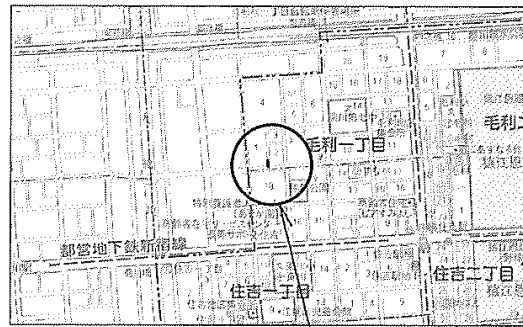
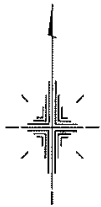
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 4 3 8 号 区 域 変 更 略 図

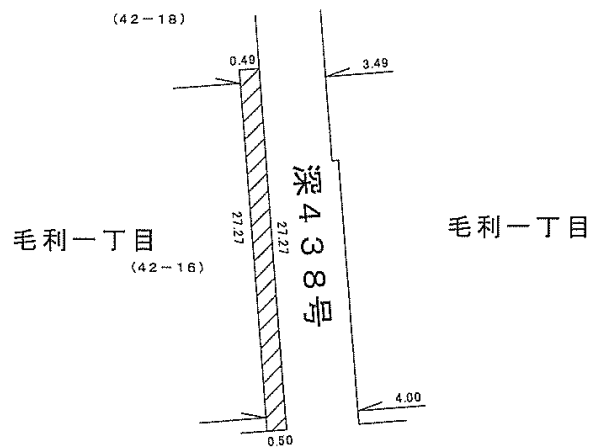
江 東 区 毛 利 一 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 13.61 平 方 メートル



区域変更箇所



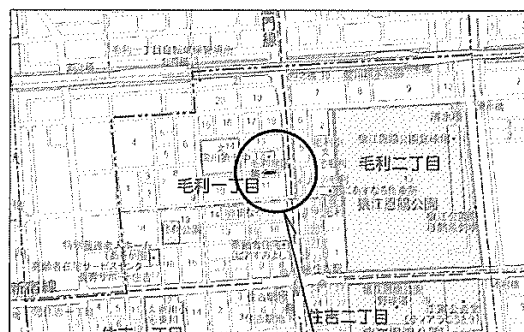
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 4 4 3 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 毛 利 一 丁 目 地 内

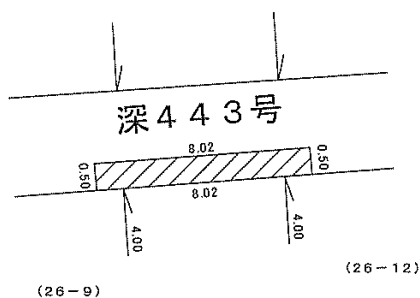


面 積 4.02平方メートル



区域変更箇所

毛利一丁目

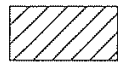


毛利一丁目

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

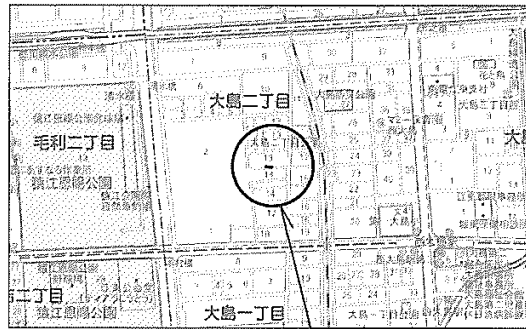
特 別 区 道 城 9 1 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 大 島 二 丁 目 地 内

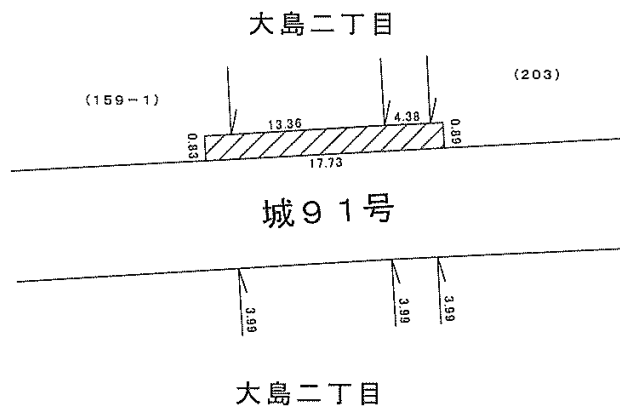


編 入 区 域

面 積 15.83 平 方 メ ー ト ル



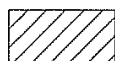
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道城140号区域変更略図

江東区北砂三丁目地内

 編入区域

面積 0.53平方メートル

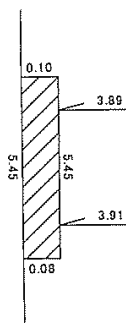


区域変更箇所

北砂三丁目



城140号



(314-15)

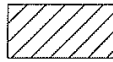
北砂三丁目

(314-7)

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特 別 区 道 江 9 7 号 区 域 変 更 略 図

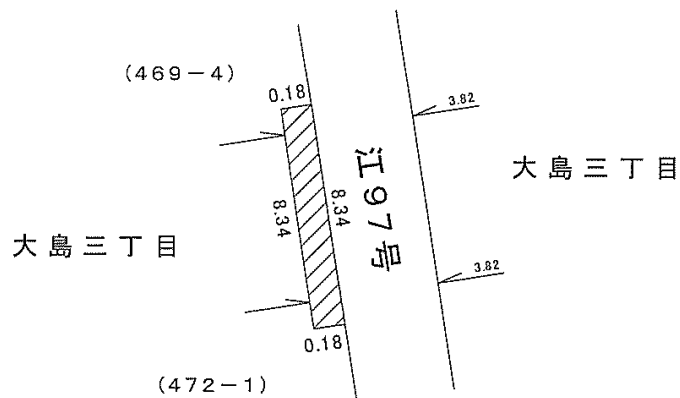
江 東 区 大 島 三 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 1.50 平方メートル



区域変更箇所



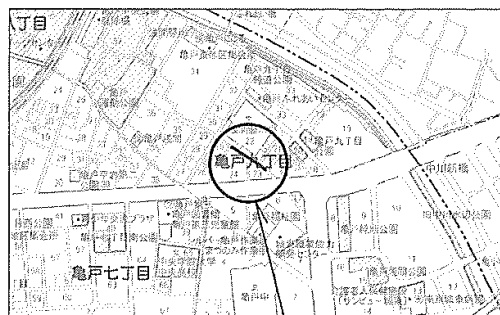
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道江514号区域変更略図

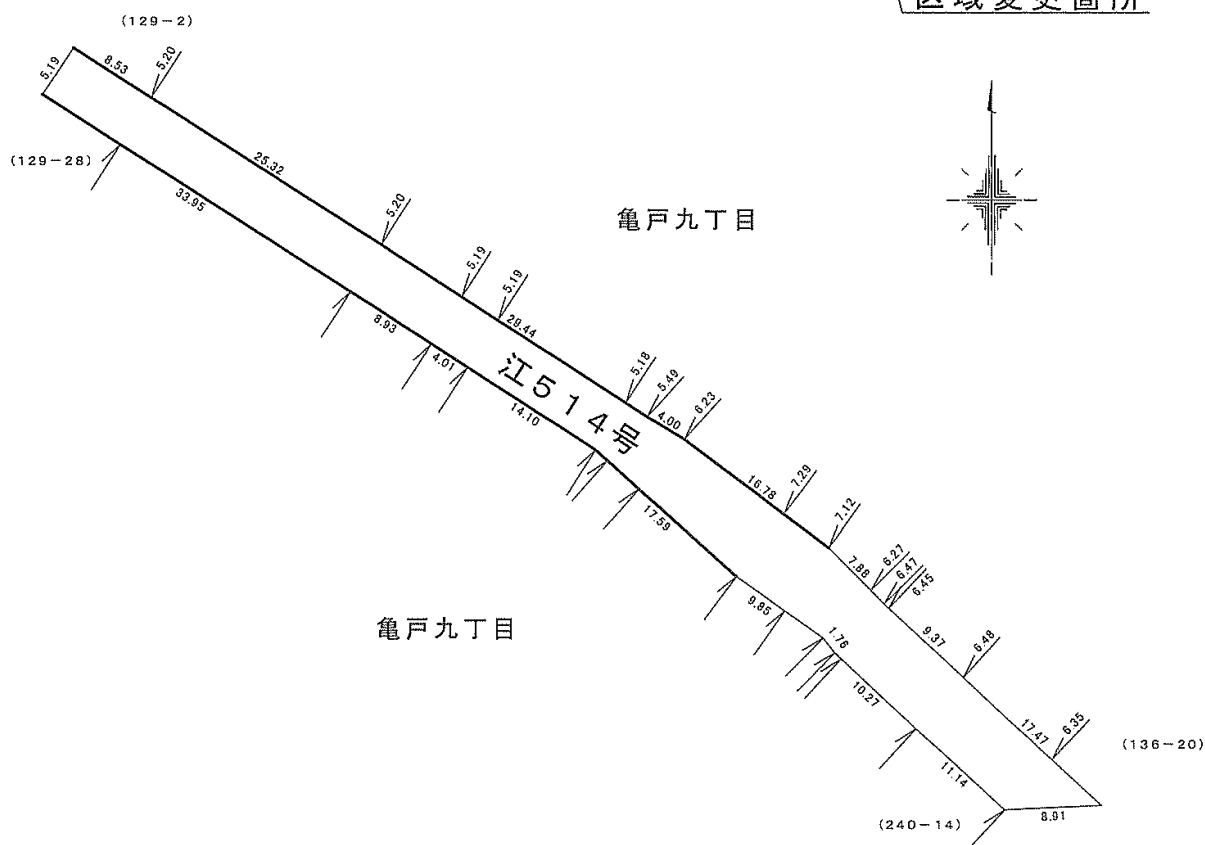
江東区亀戸九丁目地内

—— 変更後区域

廃止面積 0.30平方メートル



区域変更箇所



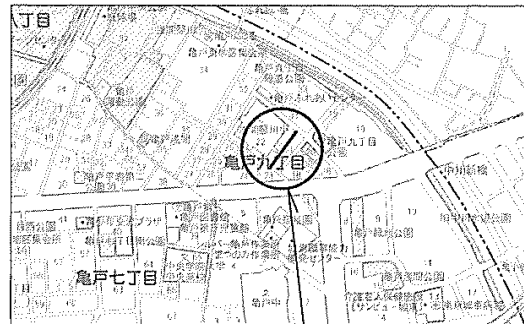
※数字はメートル
※（ ）内は地番

特 別 区 道 江 5 6 6 号 区 域 変 更 略 図

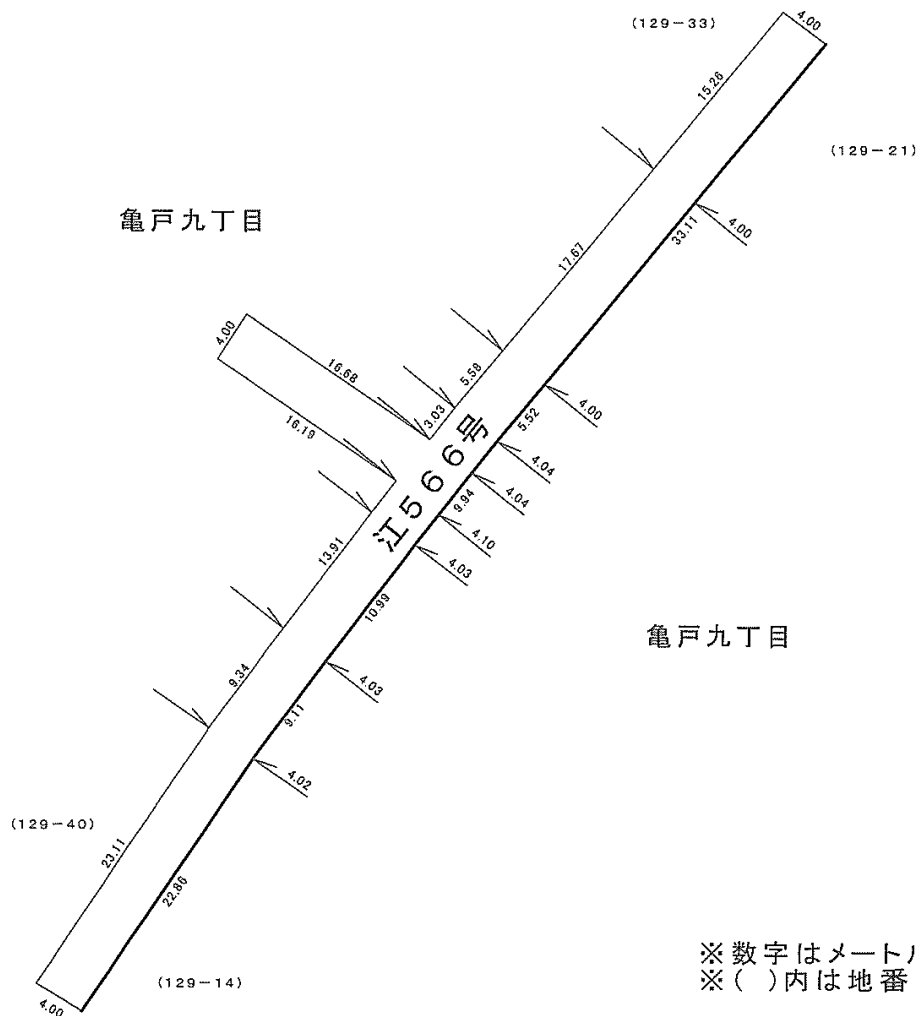
江 東 区 亀 戸 九 丁 目 地 内

—— 変 更 後 区 域

編 入 面 積 1. 5 8 平 方 メ ー ト ル



区域変更箇所



◎江東区告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和4年6月9日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和4年6月9日

江東区長 山 崎 孝 明
記

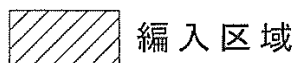
整理 番号	路線名	変更の区間	備考
1	深24号	江東区佐賀一丁目4番1先から 江東区佐賀一丁目4番2先まで	なし
2	深28号	江東区佐賀一丁目26番12先から 江東区佐賀一丁目26番1先まで	なし
3	深37号	江東区永代二丁目3番1先から 江東区永代二丁目3番2先まで	なし
4	深138号	江東区牡丹三丁目10番5先から 江東区牡丹三丁目10番3先まで	なし
5	深142号	江東区牡丹三丁目10番3先から 江東区牡丹三丁目10番12先まで	なし
6	深369号	江東区森下一丁目4番1先から 江東区森下一丁目4番13先まで	なし

7	深374号	江東区森下一丁目26番6先から 江東区森下一丁目26番15先まで	なし
8	深376号	江東区常盤二丁目7番2先から 江東区常盤二丁目7番4先まで	なし
9	深422号	江東区森下五丁目10番4先から 江東区森下五丁目10番7先まで	なし
10	深438号	江東区毛利一丁目42番16先から 江東区毛利一丁目42番18先まで	なし
11	深443号	江東区毛利一丁目26番9先から 江東区毛利一丁目26番12先まで	なし
12	城91号	江東区大島二丁目159番1先から 江東区大島二丁目203番先まで	なし
13	城140号	江東区北砂三丁目314番7先から 江東区北砂三丁目314番15先まで	なし
14	江97号	江東区大島三丁目472番1先から 江東区大島三丁目469番4先まで	なし
15	江514号	江東区亀戸九丁目240番14先から 江東区亀戸九丁目129番2先まで	なし

1 6	江 5 6 6 号	江東区亀戸九 丁目 1 2 9 番 4 0 先から 江東区亀戸九 丁目 1 2 9 番 2 1 先まで	なし
-----	-----------	--	----

特 別 区 道 深 2 4 号 区 域 変 更 略 図

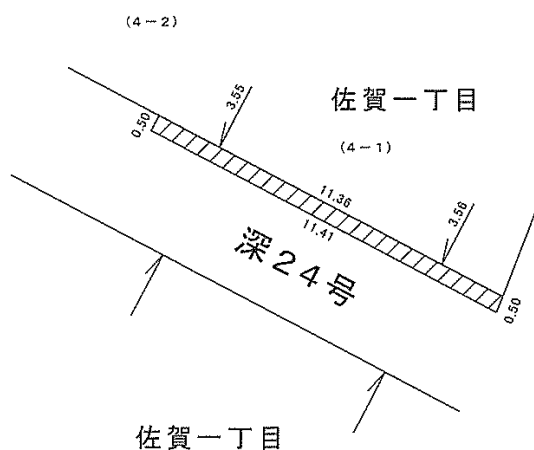
江 東 区 佐 賀 一 丁 目 地 内



面 積 5.70平方メートル



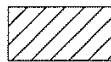
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 2 8 号 区 域 変 更 略 図

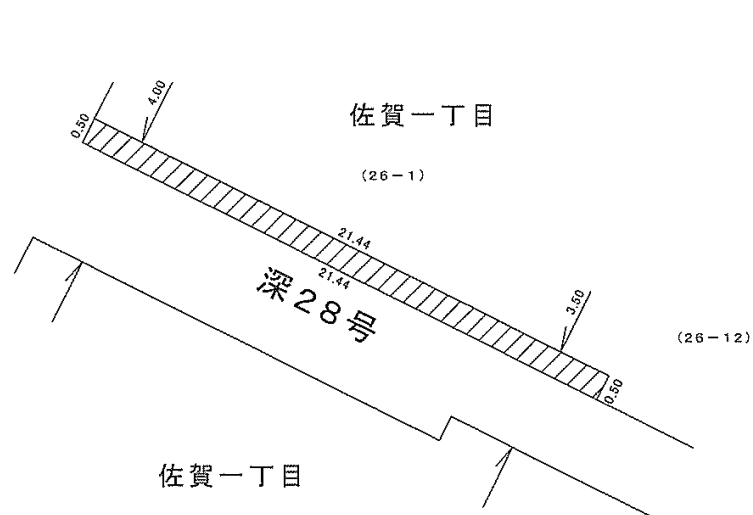
江 東 区 佐 賀 一 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 10.73 平 方 メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 3 7 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 永 代 二 丁 目 地 内



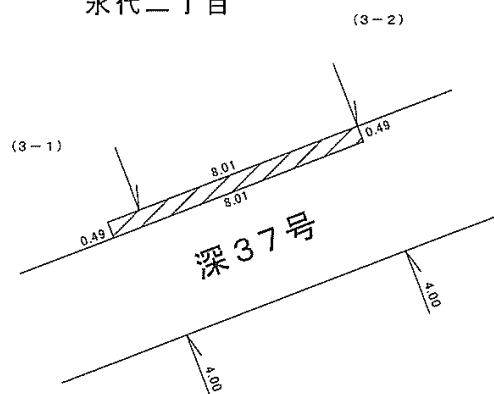
面 積 3.99平方メートル



区域変更箇所



永代二丁目



永代二丁目

※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 1 3 8 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 牡 丹 三 丁 目 地 内

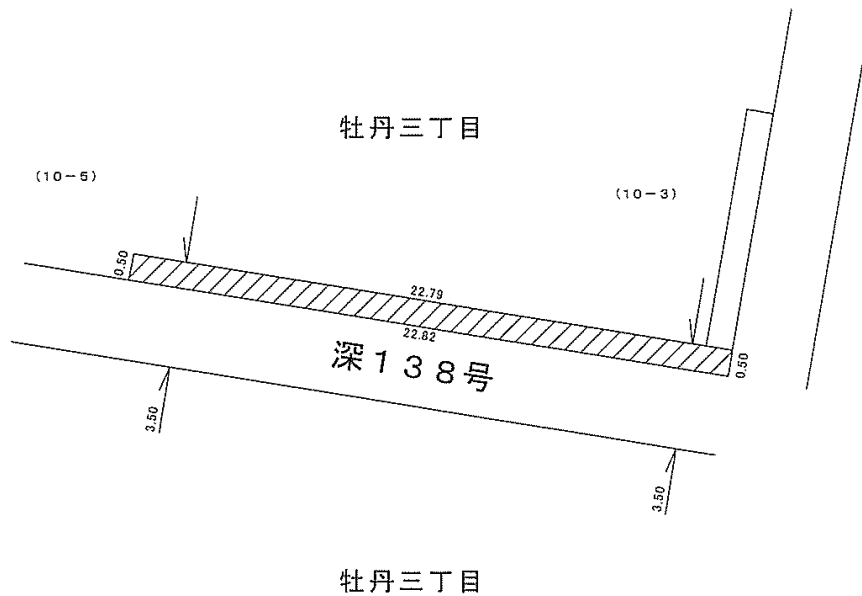
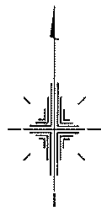


編入区域

面 積 11.40 平方メートル



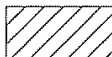
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 1 4 2 号 区 域 変 更 略 図

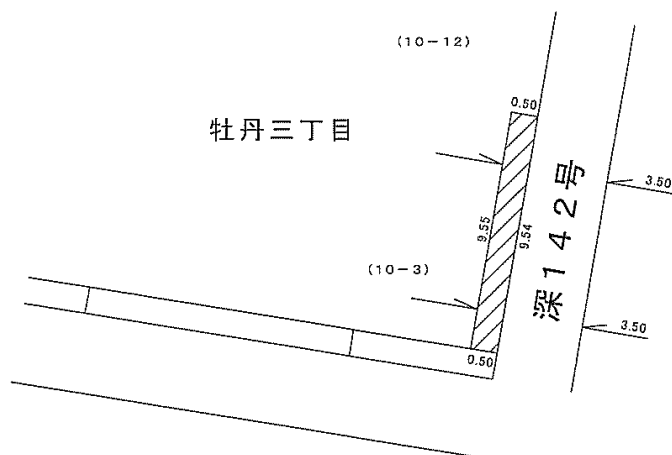
江 東 区 牡 丹 三 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 4.77平方メートル



区域変更箇所



牡丹三丁目

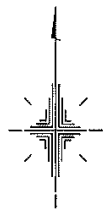
※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特 別 区 道 深 3 6 9 号 区 域 変 更 略 図

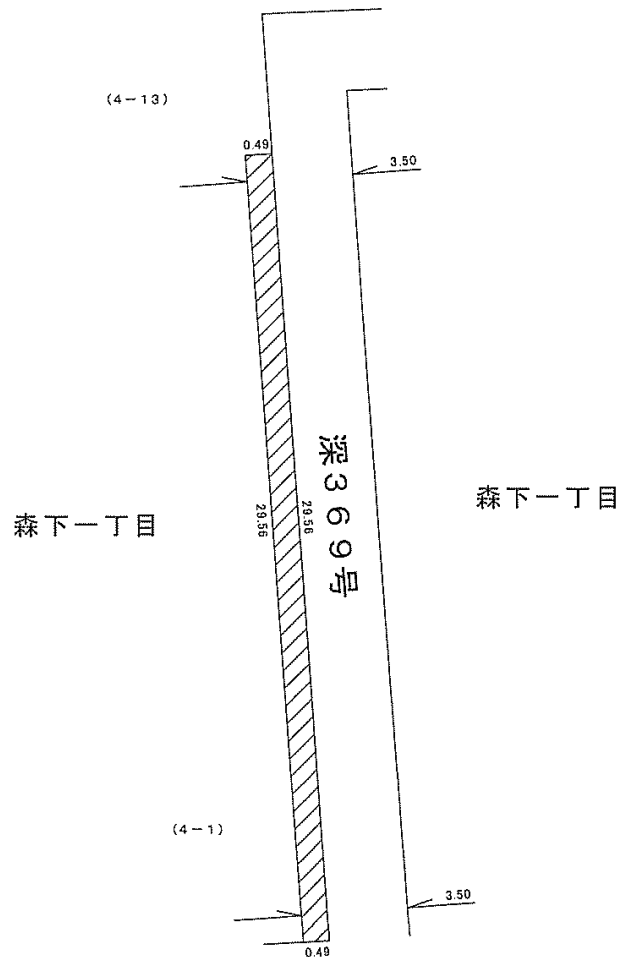
江 東 区 森 下 一 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 14.76 平 方 メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 3 7 4 号 区 域 変 更 略 図

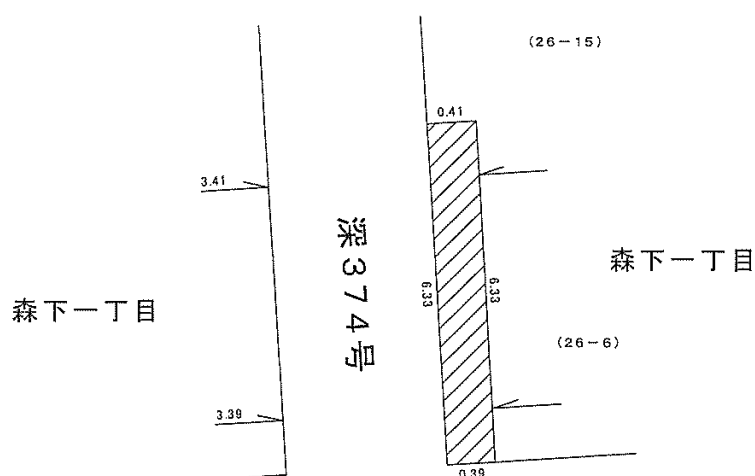
江 東 区 森 下 一 丁 目 地 内



面 積 2.56平方メートル



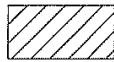
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

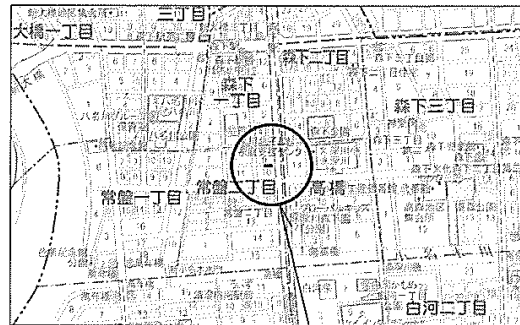
特 別 区 道 深 3 7 6 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 常 盤 二 丁 目 地 内

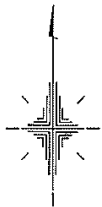


編 入 区 域

面 積 4.28 平方メートル



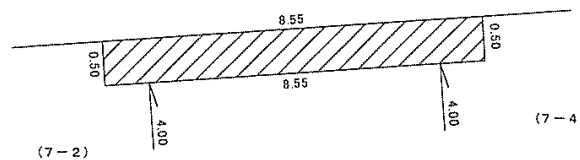
区域変更箇所



常盤二丁目



深 376 号



常盤二丁目

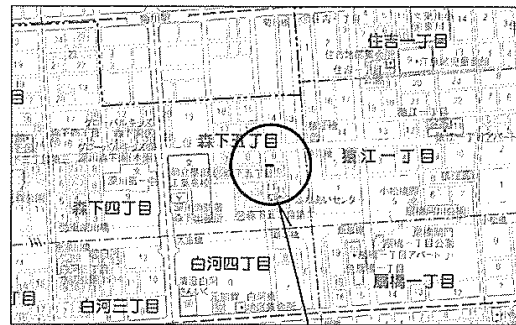
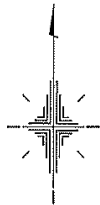
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 深 4 2 2 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 森 下 五 丁 目 地 内

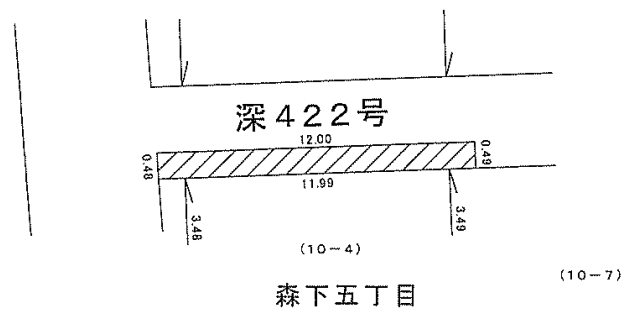


面 積 5.89平方メートル



区域変更箇所

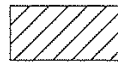
森下五丁目



※数字はメートル
※()内は地番

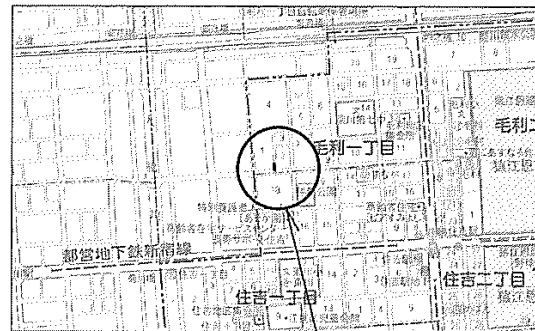
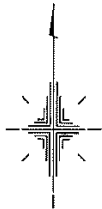
特 別 区 道 深 4 3 8 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 毛 利 一 丁 目 地 内

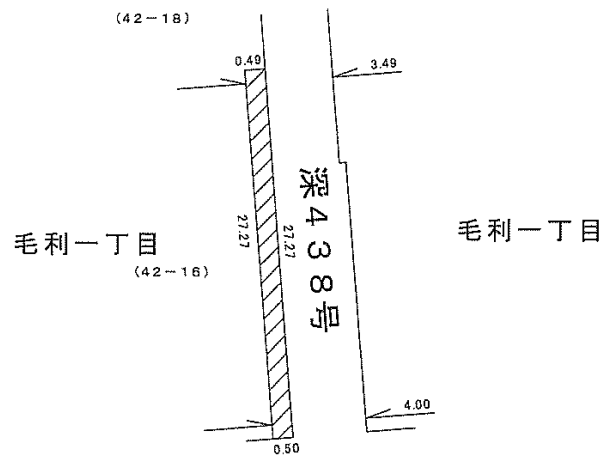


編 入 区 域

面 積 13.61 平方メートル



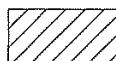
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

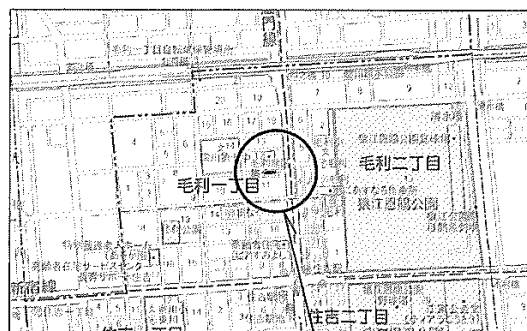
特 別 区 道 深 4 4 3 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 毛 利 一 丁 目 地 内



編 入 区 域

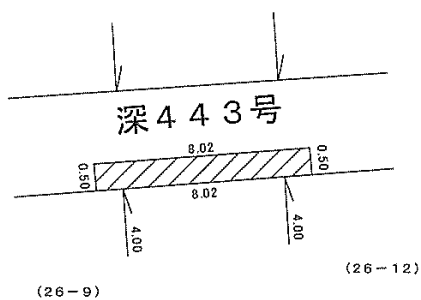
面 積 4.02 平 方 メートル



区域変更箇所



毛利一丁目

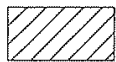


毛利一丁目

※ 数字はメートル
※ () 内は地番

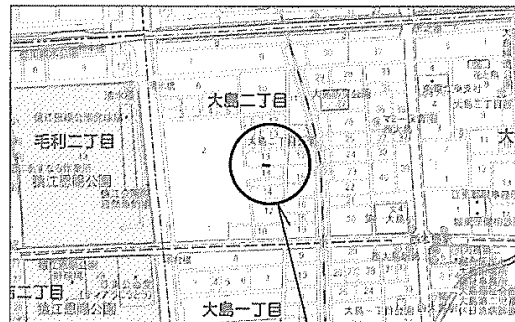
特別区道城 9 1 号 区域変更略図

江東区大島二丁目地内

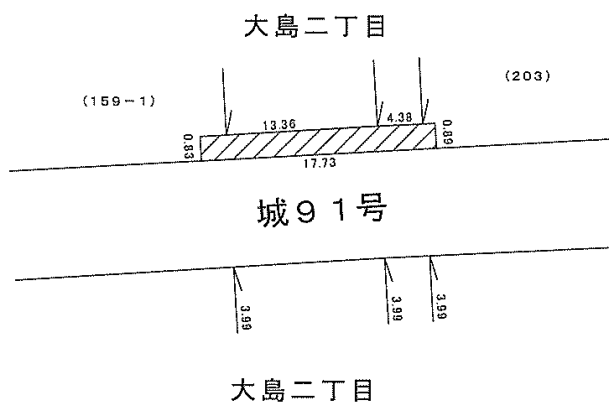
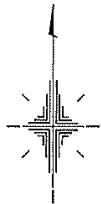


編入区域

面積 15.83 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道城140号区域変更略図

江東区北砂三丁目地内



面積 0.53平方メートル

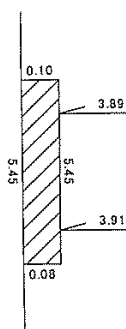


区域変更箇所

北砂三丁目



城140号



(314-15)

北砂三丁目

(314-7)

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道江 9 7 号 区域変更略図

江東区大島三丁目地内

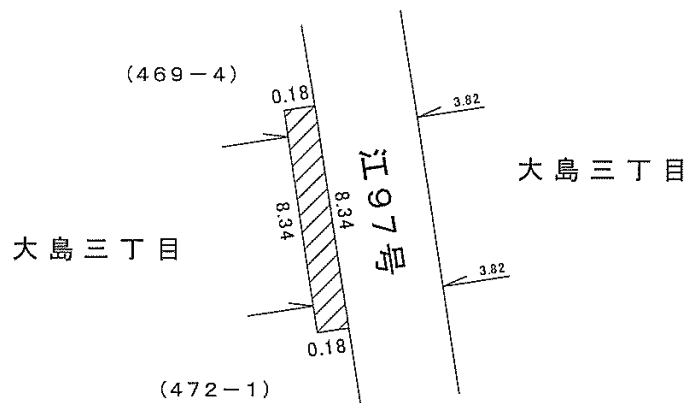


編入区域

面積 1.50 平方メートル



区域変更箇所



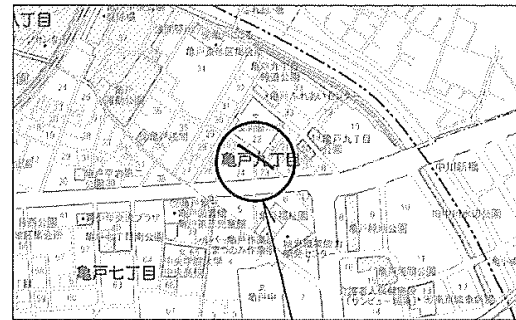
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 江 5 1 4 号 区 域 変 更 略 図

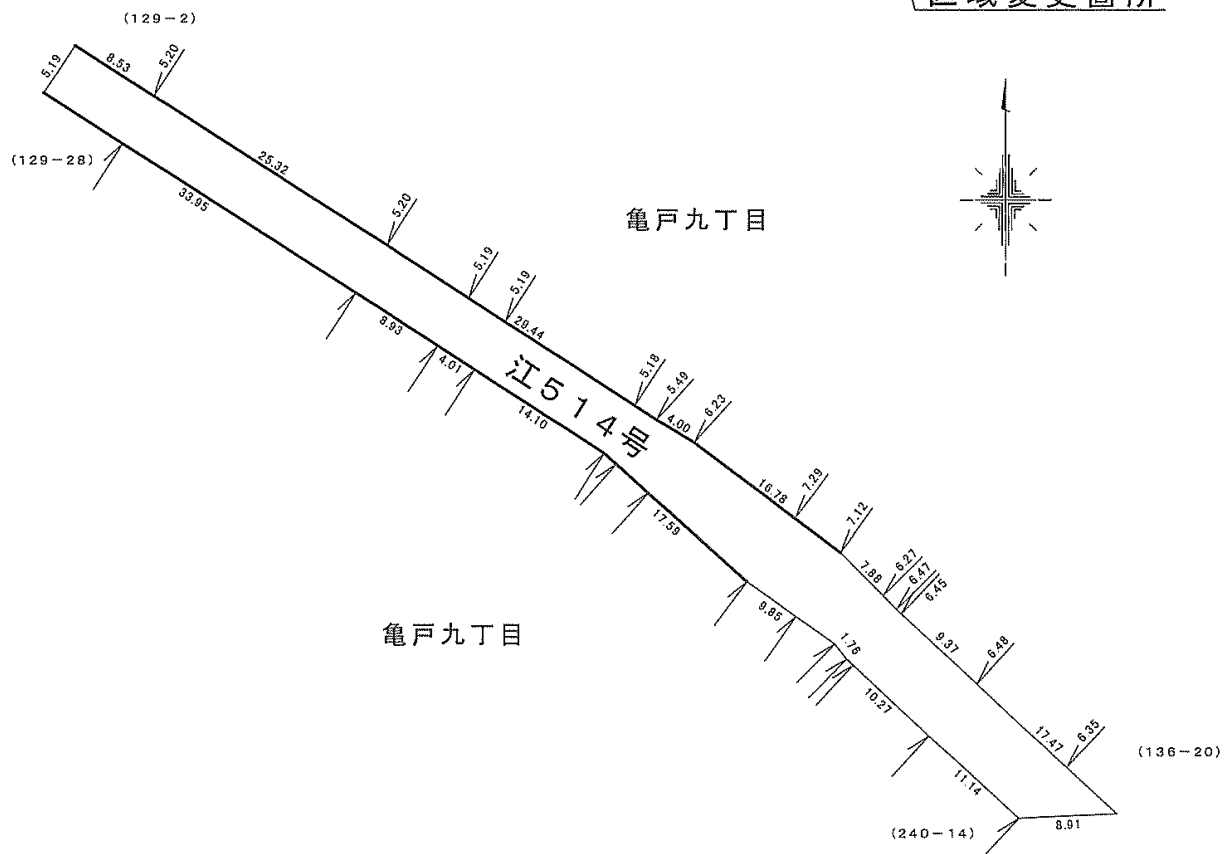
江 東 区 亀 戸 九 丁 目 地 内

—— 変 更 後 区 域

廃 止 面 積 0.30 平 方 メ ー ト ル



区域変更箇所



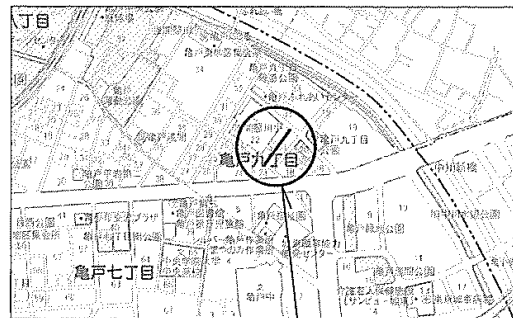
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特 別 区 道 江 5 6 6 号 区 域 変 更 略 図

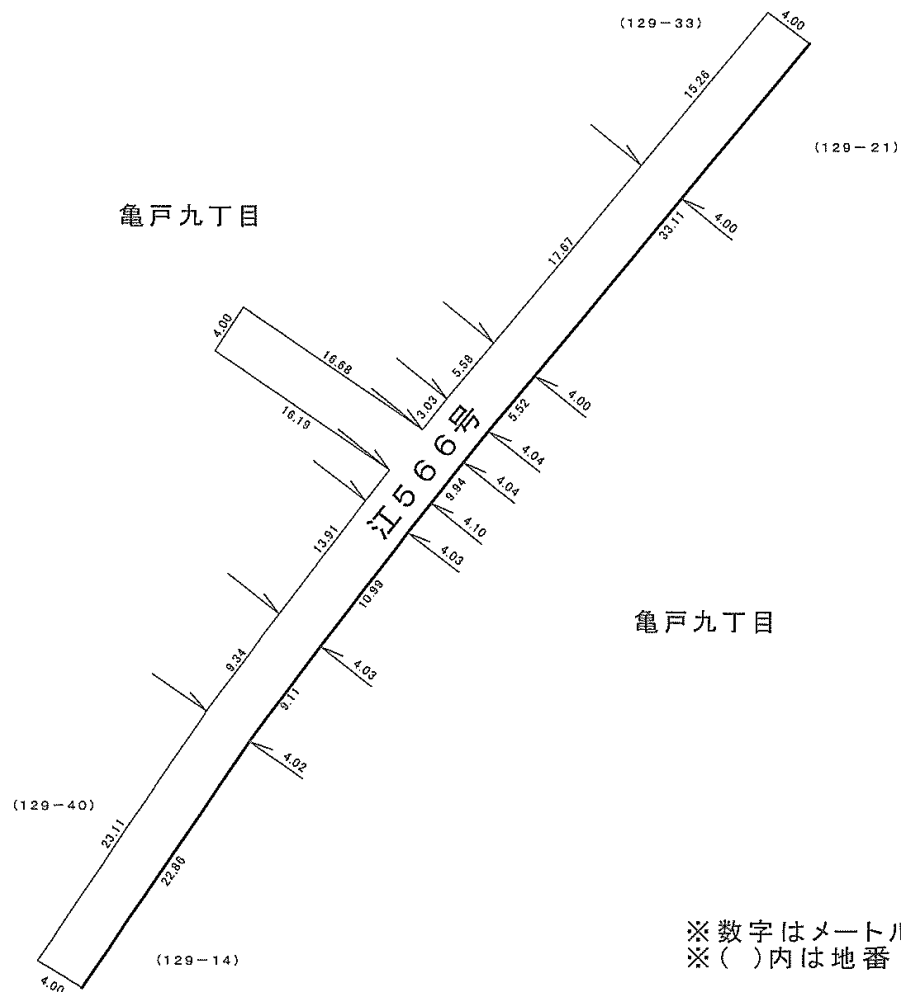
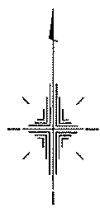
江 東 区 亀 戸 九 丁 目 地 内

—— 変 更 後 区 域

編 入 面 積 1. 58 平 方 メートル



区 域 変 更 箇 所



◎江東区告示第199号

江東区区有通路管理条例（平成4年3月江東区条例第17号）第3条の規定に基づき、区有通路の区域を下記のとおり変更する。

なお、その関係図面は、令和4年6月9日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和4年6月9日

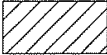
江東区長 山 崎 孝 明
記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	6021号	江東区南砂五丁目591番3先から 江東区南砂五丁目591番19先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
2	6022号	江東区南砂五丁目591番4先から 江東区南砂五丁目591番32先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
3	6023号	江東区南砂五丁目591番32先から 江東区南砂五丁目591番28先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
4	6042号	江東区北砂四丁目1229番9先から 江東区北砂四丁目1234番5先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
5	6043号	江東区北砂四丁目1242番16先から 江東区北砂四丁目1242番28先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
6	6052号	江東区北砂六丁目573番16先から 江東区北砂六丁目573番14先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

7	6075号	江東区東砂四丁目148番5先から 江東区東砂四丁目148番9先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
8	6090号	江東区北砂五丁目137番99先から 江東区北砂五丁目137番101先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
9	6090号	江東区北砂五丁目137番126先から 江東区北砂五丁目194番37先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
10	6094号	江東区北砂五丁目137番126先から 江東区北砂五丁目137番32先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり
11	6236号	江東区北砂三丁目122番1先から 江東区北砂三丁目122番4先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

江 東 区 区 有 通 路 6 0 2 1 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 南 砂 五 丁 目 地 内

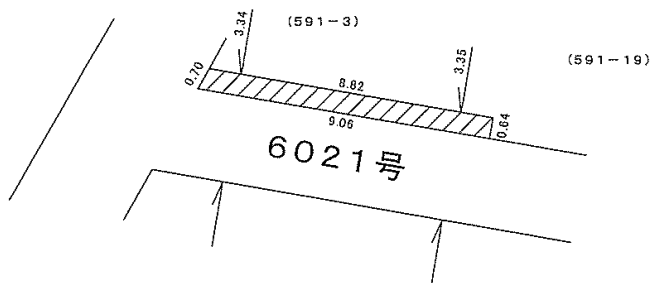
 編 入 区 域

面 積 5.85 平 方 メートル



区域変更箇所

南 砂 五 丁 目

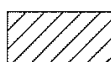


南 砂 五 丁 目

※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 2 2 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 南 砂 五 丁 目 地 内

 編 入 区 域

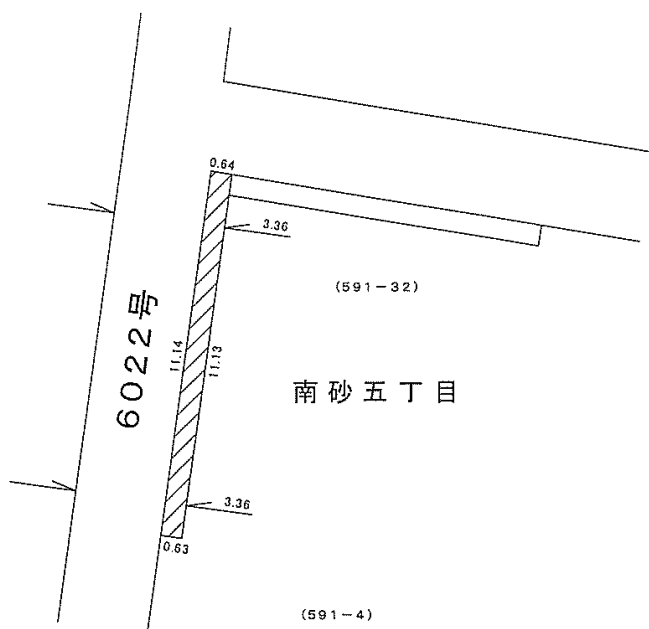
面 積 7.14 平 方 メートル



区域変更箇所



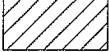
南 砂 五 丁 目



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 2 3 号 区 域 変 更 略 図

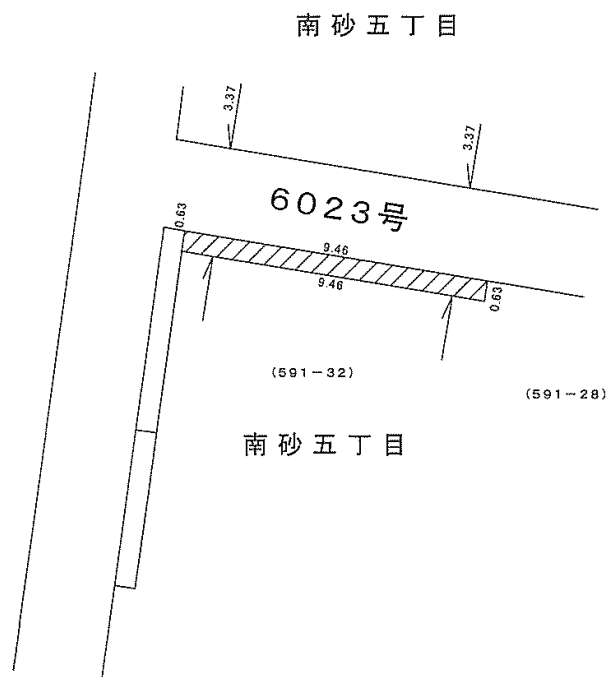
江 東 区 南 砂 五 丁 目 地 内

 編 入 区 域

面 積 5.98 平 方 メートル



区域変更箇所



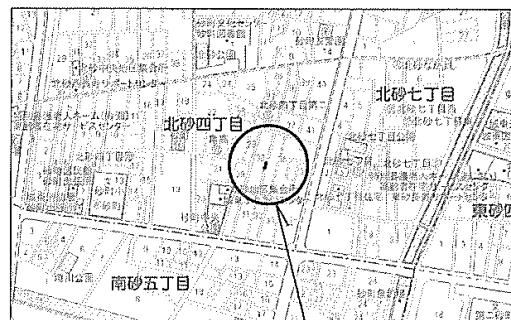
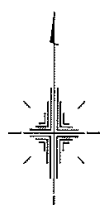
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 4 2 号 区 域 変 更 略 図

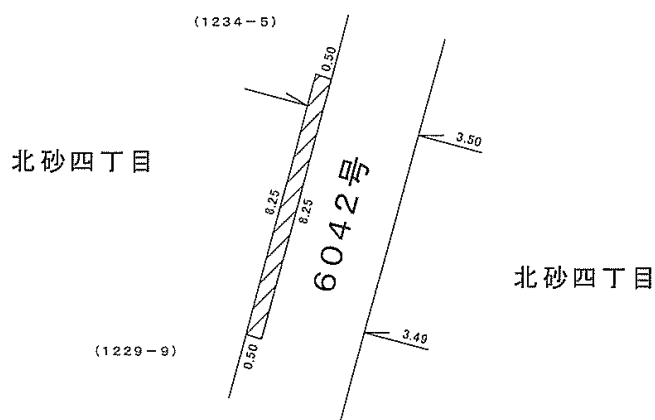
江 東 区 北 砂 四 丁 目 地 内



面 積 4.13平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 4 3 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 北 砂 四 丁 目 地 内

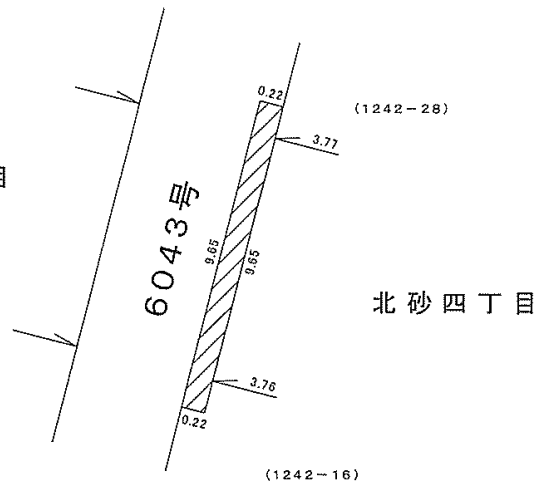


面 積 2.18 平方メートル



区域変更箇所

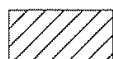
北 砂 四 丁 目



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 5 2 号 区 域 変 更 略 図

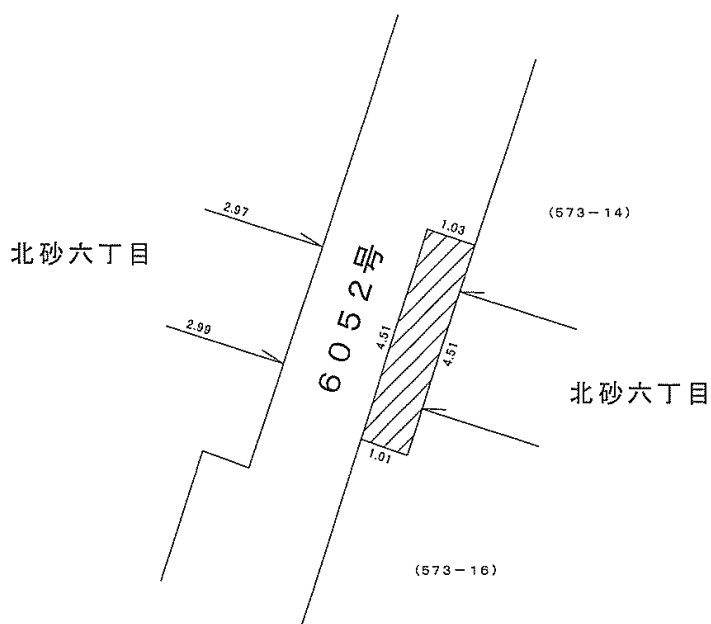
江 東 区 北 砂 六 丁 目 地 内

 編入区域

面 積 4.61平方メートル



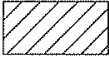
区域変更箇所



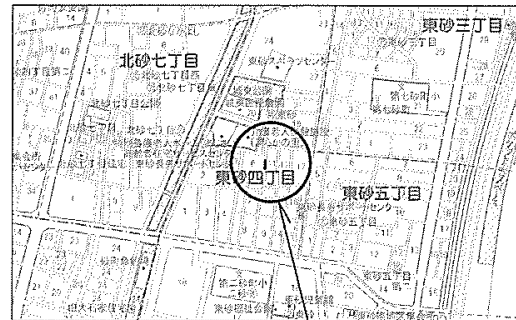
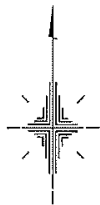
※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 7 5 号 区 域 変 更 略 図

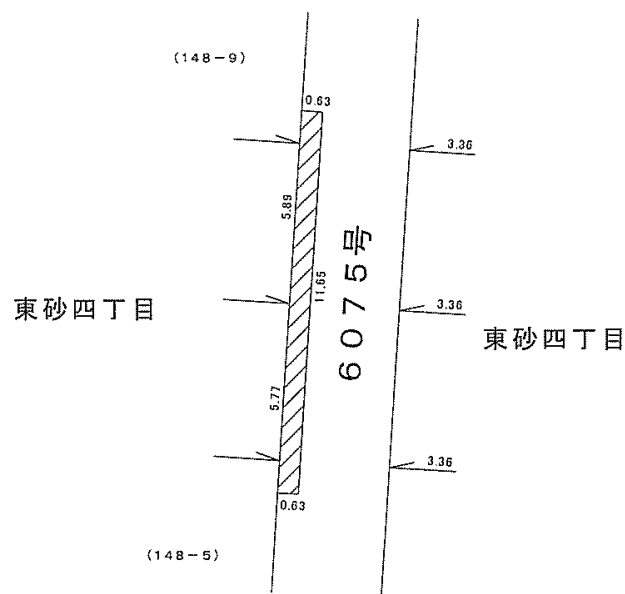
江 東 区 東 砂 四 丁 目 地 内

 編入区域

面 積 7.44 平方メートル



区域変更箇所



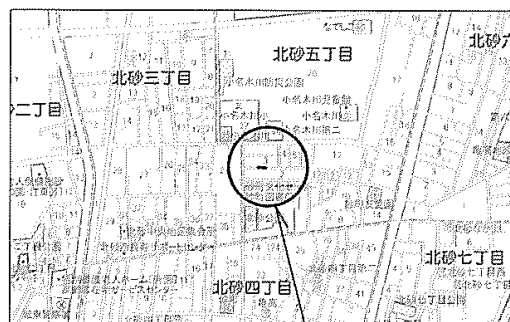
※ 数字はメートル
 ※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 9 0 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 北 砂 五 丁 目 地 内

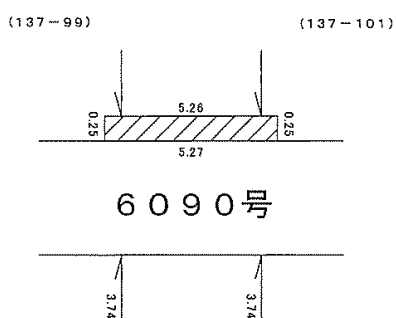


面 積 1.34 平方メートル



区域変更箇所

北砂五丁目

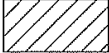


北砂五丁目

※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 9 0 号 区 域 変 更 略 図

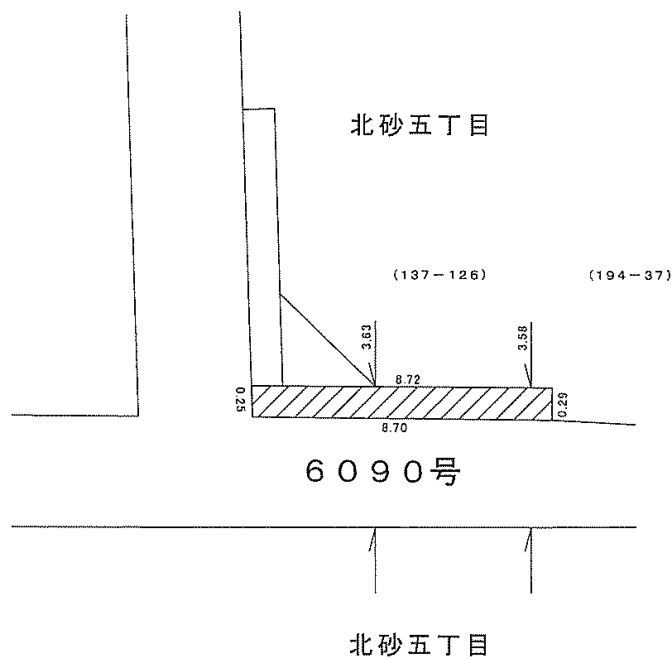
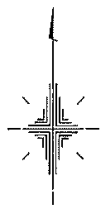
江 東 区 北 砂 五 丁 目 地 内

 編入区域

面 積 2.38 平方メートル



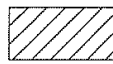
区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 0 9 4 号 区 域 変 更 略 図

江 東 区 北 砂 五 丁 目 地 内



編 入 区 域

面 積 3.46平方メートル



区域変更箇所



北砂五丁目

6094号

(137-32)

北砂五丁目

(137-126)

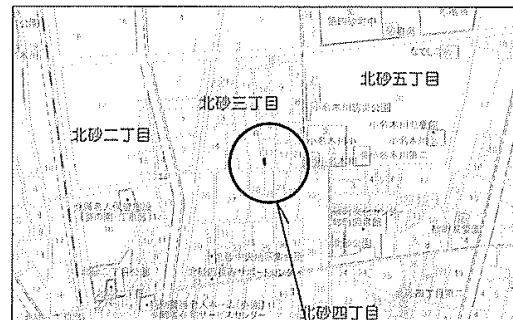
※ 数字はメートル
※ ()内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 2 3 6 号 区 域 変 更 略 図

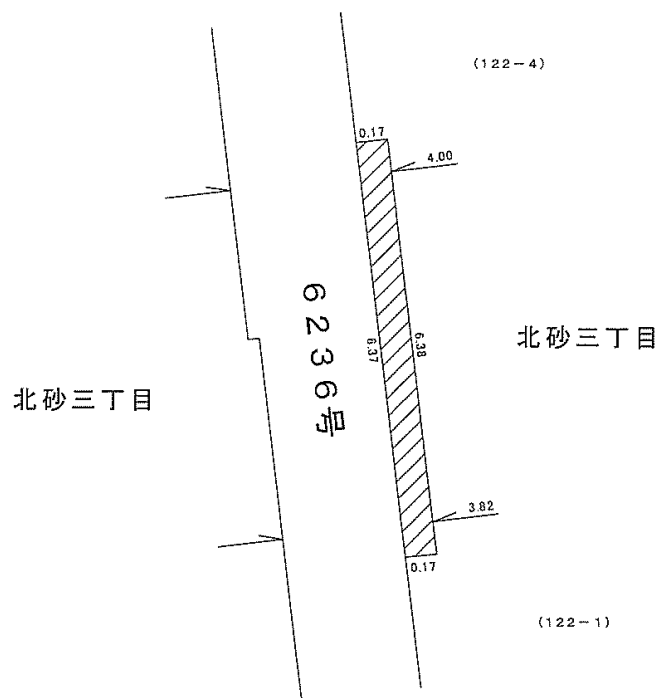
江 東 区 北 砂 三 丁 目 地 内



面 積 1.13 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

◎江東区告示第201号

令和3年6月8日江東区告示第165号の一部を次のように改正する。

令和4年6月9日

江東区長 山 崎 孝 明

「 5 代表者の氏名 及び住所	氏名 波多野 誠 住所 江東区古石場二丁目14番1-26 01号
--------------------	--

「 5 代表者の氏名 及び住所	氏名 石川 祐介 住所 江東区古石場二丁目14番1-12 10号
--------------------	--

に改める。

◎江東区告示第202号

平成24年6月25日江東区告示第164号の一部を次のように改正する。

令和4年6月9日

江東区長 山 崎 孝 明

「 5 代表者の氏名 及び住所	氏名 齋藤 春男 住所 江東区亀戸二丁目7番9号
--------------------	-----------------------------

「 5 代表者の氏名 及び住所	氏名 齋藤 義明 住所 江東区亀戸二丁目29番6号
--------------------	------------------------------

に改める。

◎江東区告示第204号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年6月10日

江東区長 山 崎 孝 明

記

施設名	所在地	確認年月日	施設の 種類
神明幼稚園	東京都 江東区 森下一 丁目3 番17	令和4年4月 1日	子 ど も・子 育て支 援法第 7条第

	号		10項 第5号 に規定 する幼 稚園等 が実施 する預 かり保 育事業
--	---	--	---

◎江東区告示第206号

道路占用許可基準（平成16年6月江東区告示第145号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月13日

江東区長 山 崎 孝 明

第34条中第10号を第12号とし、第2号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 車道から上屋に正対して正面の車道側の壁面に添加広告板の設置を認めることができる場合は、次の要件を全て満たすものであること。

ア 添加広告板の設置後に歩道等の有効幅員を確保できない等の理由により、前号によることが適当でない場合であること。

イ 開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全が確保されていること。

ウ 次号による安全策が十分に講じられていること。

(3) 添加広告板により生ずる死角から車道への飛び出し事故及び自転車等とバスの乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分に講じられているものであること。この場合において、特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。ただし、防護柵の設置その他の手段により安全策が十分に講じられる場合は、この限りでない。

◎江東区告示第207号

平成29年5月15日江東区告示第170号の一部を次のように改正する。

令和4年6月13日

江東区長 山 崎 孝 明

「 2 規約に定める 目的	区域の住民相互の連絡、 環境の整備、防災、集会 施設の維持管理、その他 良好な地域社会の維持及 び形成に資する地域的な 共同活動を行うことを目
------------------	--

」 的とする。」

を

「 2 規約に定める 目的	本会は、区域の住民相互 の連絡、環境の整備、防 災、集会施設の維持管理 等良好な地域社会の維持 及び形成に資する地域的 な共同活動を行うことを 目的とする。」
------------------	---

に改める。

「 8 規約に解散の 事由を定めたと きは、その事由	定めなし
----------------------------------	------

を

「 8 規約に解散の 事由を定めたと きは、その事由	本会は、地方自治法第 2 6 0 条の 2 0 各号の規定 により解散する。 2. 総会の議決に基づい て解散する場合は、総会 員の 4 分の 3 以上の承諾 を得なければならない。」
----------------------------------	--

に改める。

◎江東区告示第 2 0 8 号

令和 4 年 6 月 1 3 日、江東区議会の議決を経た、
令和 4 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法
律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 1 3 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 1
号）

令和4年度江東区一般会計補正予算（第1号）

令和4年度江東区一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,766,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234,187,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
13	使 用 料 及 び 手 数 料	2,950,332	△ 202	2,950,130
	1 使 用 料	2,164,413	△ 202	2,164,211
14	国 庫 支 出 金	41,311,473	2,739,579	44,051,052
	1 国 庫 負 担 金	36,957,988	506,220	37,464,208
	2 国 庫 補 助 金	4,336,483	2,233,359	6,569,842
15	都 支 出 金	19,793,627	6,460	19,800,087
	2 都 補 助 金	7,693,026	6,460	7,699,486
18	繰 入 金	22,938,915	3,017,330	25,956,245
	1 基 金 繰 入 金	22,938,915	3,017,330	25,956,245
20	諸 収 入	2,725,170	2,833	2,728,003
	4 受 託 事 業 収 入	309,982	2,300	312,282
	6 雑 入	1,428,289	533	1,428,822
歳 入 合 計		228,421,000	5,766,000	234,187,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	26,609,871	25,956	26,635,827
	1 総 務 管 理 費	15,903,480	1,730	15,905,210
	6 地 域 振 興 費	7,257,751	24,226	7,281,977
3	民 生 費	107,048,324	2,240,352	109,288,676
	1 社 会 福 祉 費	22,218,243	1,717,932	23,936,175
	3 児 童 福 祉 費	57,462,470	522,420	57,984,890
4	衛 生 費	22,715,114	3,480,627	26,195,741
	3 公 衆 衛 生 費	10,590,569	3,480,627	14,071,196
7	教 育 費	36,749,968	19,065	36,769,033
	2 小 学 校 費	12,871,639	14,504	12,886,143
	3 中 学 校 費	7,445,424	4,561	7,449,985
歳 出 合 計		228,421,000	5,766,000	234,187,000

◎江東区告示第209号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和4年6月15日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 変更に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更の年月日
令和4年6月15日
- 3 変更に係る道路の位置
江東区新砂三丁目2464番18の一部、24の一部、35の一部、41の一部

4 変更に係る道路の延長及び幅員

（追加） 幅員10.257～10.261m 延長146.688m

（取消し） 幅員10.000m 延長180.047m

◎江東区告示第211号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和4年6月22日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 2 1 2 号

令和 4 年東京都告示第 9 4 7 号に係る東京都市計画防災街区整備方針の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)
------	--

◎江東区告示第 2 1 3 号

令和 4 年 6 月 1 7 日付東京都告示第 9 4 0 号に係る東京都市計画地区計画の変更について、東京都知事から関係図書の写しの送付があったので、下記の場所において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

縦覧場所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区役所都市整備部都市計画課 (庁舎 5 階)
------	--

◎江東区告示第 2 1 4 号

特定教育・保育施設の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、特定教育・保育施設に係る法第 2 7 条第 1 項の確認を行ったので、法第 4 1 条第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 2 3 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種類
株式会社アンジェリカ	アンジェリカ白河保育園	江東区三好 3 丁目 2 番 1 1 号	令和 4 年 4 月 1 日	保育所
社会福祉法人豊友会	もんなかほうゆう保育園	江東区冬木 1 1 番 1 7 号 イシマビル 1・2 階	令和 4 年 4 月 1 日	保育所

H I T O W A キッズライフ株式会社	太陽の子越中島保育園	江東区越中島 2 丁目 1 番 3 0 号越中島 S T ビル 4 階	令和 4 年 4 月 1 日	保育所
社会福祉法人誠高会	豊洲枝川さくらんぼ保育園	江東区枝川 1 丁目 2 番 9 号	令和 4 年 4 月 1 日	保育所
株式会社グローバルキッズ	グローバルキッズ豊洲園	江東区豊洲 5 丁目 1 番 2 6 号	令和 4 年 4 月 1 日	保育所
東京建物キッズ株式会社	おはよう保育園有明	江東区有明 1 丁目 6 番 3 0 B r i l l i a T o w e r 有明 M I D C R O S S 2 階	令和 4 年 4 月 1 日	保育所
株式会社チャイルドステージ	チェリッシュナーサリースクール木場	江東区千石 1 丁目 3 番 2 6 号	令和 4 年 4 月 1 日	保育所
有限会社ミルキーウェイ	保育園ミルキーウェイ清澄白河園	江東区扇橋 1 丁目 1 5 番 3 号	令和 4 年 4 月 1 日	保育所
株式会社アソシエ・インターナショナル	アソシエ住吉扇橋保育園	江東区扇橋 3 丁目 1 5 番 2 号	令和 4 年 4 月 1 日	保育所
株式会社さくらさくみらい	さくらさくみらい木場	江東区木場 1 丁目 4 番 7 号	令和 4 年 4 月 1 日	保育所
株式会社さくらさくみらい	さくらさくみらい新東陽	江東区東陽 2 丁目 4 番 3 9 号	令和 4 年 4 月 1 日	保育所

株式会社 ポピ ンズエ デュケ ア	ポピンズ ナーサリ ースクー ル亀戸	江東区 亀戸6 丁目3 1番1 号	令和4 年4月 1日	保育所
社会福 祉法人 どろん こ会	メリーポ ピンズ南 砂ルーム	江東区 東砂7 丁目1 0番3 号1階	令和4 年4月 1日	保育所

◎江東区告示第216号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和4年6月27日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 変更に係る道路の種類
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 変更の年月日
令和4年6月27日
- 3 変更に係る道路の位置
江東区青海二丁目48番の一部、58番の一部
- 4 変更に係る道路の延長及び幅員
幅員20.00m 延長984.31m

◎江東区告示第218号

江東区情報公開条例（平成13年3月江東区条例第3号）第32条の規定により令和3年度における公文書の開示等の実施状況について、江東区個人情報保護条例（平成10年3月江東区条例第10号）第55条の規定により同年度における同条例の運用状況について、別紙のとおり公表します。

令和4年6月30日

江東区長 山 崎 孝 明

江東区情報公開条例第32条に基づく実施状況の公表

令和4年3月31日 現在

(単位:件)

1 総括状況

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	一部開示	非開示A	非開示B	計	
公文書開示請求		266	137	98	2	19	256	9
(前年度件数)		(276)	(118)	(123)	(5)	(19)	(265)	(11)
情報提供申出		4,611	4,611	—	—	—	4,611	—
(前年度件数)		(8,213)	(8,213)	—	—	—	(8,213)	—
合 計		4,877	4,748	98	2	19	4,867	9
(前年度件数)		(8,489)	(8,331)	(123)	(5)	(19)	(8,478)	(11)

(注1) 非開示Aは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部非開示及び存否応答拒否の件数。
非開示Bは、文書不存在による全部非開示の件数。

(注2) 決定に対する審査請求 4 件

(注3) 請求件数と決定・取下げの件数の不合は、開示決定等の期間を延長したため未決定のものが 1 件あることによる。

2 実施機関別内訳

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	公文書開示請求 開示可否の決定件数				取下げ	情報提供 申出
			開示	一部開示	非開示A	非開示B		
区長		187	95	69	2	15	6	4,609
政策経営部		5	1	3	0	1	0	9
オリンピック・パラリンピック推進室		3	0	0	0	3	0	0
総務部		43	20	18	1	2	2	7
地域振興部		5	0	4	0	1	0	12
区民部		9	1	7	1	0	0	1
福祉部		5	1	3	0	1	0	0
障害福祉部		1	0	1	0	0	0	0
生活支援部		2	0	1	0	1	0	0
健康部		11	0	6	0	4	1	524
こども未来部		3	1	2	0	0	0	0
環境清掃部		11	3	5	0	0	3	5
都市整備部		9	2	6	0	1	0	3,934
土木部		80	66	13	0	1	0	117
会計管理室		0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		67	34	27	0	3	3	2
選挙管理委員会		1	0	1	0	0	0	0
監査委員		1	1	0	0	0	0	0
区議会	(未決定1件あり)	10	7	1	0	1	0	0
合 計		266	137	98	2	19	9	4,611

3 非開示等理由の内訳

(単位:件)

非開示・一部開示理由	根拠規定	該当件数
法令秘情報	7条1号	0
個人情報	7条2号	49
法人等情報	7条3号	42
社会的支障情報	7条4号	10
審議等情報	7条5号	4
行政運営情報	7条6号	29
存否応答拒否	10条	1
文書不存在	11条2項	38
他制度による調整	18条	0
適用除外	附則3項	0

(注) 該当件数の重複あり。

4 開示請求者の内訳

(単位:件)

請求者区分		件 数
区 内	個 人	71
	団 体	114
区 外	個 人	40
	団 体	41

江東区個人情報保護条例第55条に基づく運用状況の公表

令和4年3月31日 現在

1 総括状況

（単位:件）

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	一部開示	非開示A	非開示B	計	
開 示 請 求		158	105	27	2	24	158	0
(前年度件数)		(2,055)	(110)	(35)	(935)	(975)	(2,055)	(0)

(注1) 非開示Aは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部非開示及び存否応答拒否の件数。
非開示Bは、文書不存在による全部非開示の件数。

(注2) 訂正請求 1 件 (一部訂正 1 件 ・ 不訂正 0 件 ・ 取下げ 0 件)

利用停止請求 0 件 (利用停止 0 件 ・ 利用不停止 0 件 ・ 取下げ 0 件)

(注3) 決定に対する審査請求 1 件

2 実施機関別内訳

（単位:件）

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	一部開示	非開示A	非開示B	計	
区長		154	104	24	2	24	154	0
政策経営部		3	2	0	0	1	3	0
オリンピック・パラリンピック推進室		0	0	0	0	0	0	0
総務部		7	0	7	0	0	7	0
地域振興部		0	0	0	0	0	0	0
区民部		38	5	9	2	22	38	0
福祉部		57	57	0	0	0	57	0
障害福祉部		5	5	0	0	0	5	0
生活支援部		35	30	4	0	1	35	0
健康部		3	2	1	0	0	3	0
こども未来部		6	3	3	0	0	6	0
環境清掃部		0	0	0	0	0	0	0
都市整備部		0	0	0	0	0	0	0
土木部		0	0	0	0	0	0	0
会計管理室		0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		4	1	3	0	0	4	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0
区議会		0	0	0	0	0	0	0
合 計		158	105	27	2	24	158	0

3 個人情報の運用状況

（単位:件）

実施機関名	個人情報ファイル簿	外部委託	目的外利用	外部提供
区長	275	1,554	147	6,633
政策経営部	2	100	4	0
オリンピック・パラリンピック推進室	1	3	0	0
総務部	20	44	9	6
地域振興部	31	17	53	14
区民部	42	30	20	6,086
福祉部	29	1,056	9	24
障害福祉部	12	62	19	7
生活支援部	31	74	10	389
健康部	56	73	9	56
こども未来部	28	37	7	20
環境清掃部	6	9	2	0
都市整備部	7	30	4	2
土木部	4	18	1	29
会計管理室	6	1	0	0
教育委員会	29	113	8	140
選挙管理委員会	4	4	4	0
監査委員	0	1	1	0
区議会	0	6	3	0
合 計	308	1,678	163	6,773

◎江東区告示第 2 1 9 号

令和 4 年 6 月 3 0 日、江東区議会の議決を経た、
令和 4 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法
律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 3 0 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 令和 4 年度江東区一般会計補正予算（第 2
号）

令和4年度江東区一般会計補正予算（第2号）

令和4年度江東区一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ572,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234,759,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15	都 支 出 金	19,800,087	496,699	20,296,786
	2 都 補 助 金	7,699,486	496,699	8,196,185
18	繰 入 金	25,956,245	75,301	26,031,546
	1 基 金 繰 入 金	25,956,245	75,301	26,031,546
歳 入 合 計		234,187,000	572,000	234,759,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総 務 費	26,635,827	7,000	26,642,827
	1 総 務 管 理 費	15,905,210	7,000	15,912,210
3	民 生 費	109,288,676	69,911	109,358,587
	3 児 童 福 祉 費	57,984,890	69,911	58,054,801
5	産 業 経 済 費	4,146,389	468,960	4,615,349
	1 商 工 費	4,146,389	468,960	4,615,349
7	教 育 費	36,769,033	26,129	36,795,162
	2 小 学 校 費	12,886,143	18,373	12,904,516
	3 中 学 校 費	7,449,985	6,328	7,456,313
	5 幼 稚 園 費	1,711,618	1,428	1,713,046
歳 出 合 計		234,187,000	572,000	234,759,000

◎江東区告示第 2 2 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第

5 1 条の 2 5 第 4 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年

法律第164号）第24条の3第2項の規定に基づき事業の廃止の届出があったので、下記のとおり公示する。

令和4年7月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
有限会社江東ヘルパーステーション
江東区南砂2-37-10-407
- 2 事業所の名称及び所在地
江東ヘルパーステーション
江東区南砂2-37-10-408
- 3 廃止年月日
令和4年6月30日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

◎江東区告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和4年7月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社仁済
品川区大井1-49-12
- 2 事業所の名称及び所在地
江東ヘルパーステーション
江東区南砂2-37-10-408
- 3 指定年月日
令和4年7月1日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

◎江東区告示第225号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり

り告示する。

令和4年7月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806208
- 2 事業所の名称及び所在地
SOMPOケア大島砂町居宅介護支援
東京都江東区大島五丁目36番8号栄戸第3ビル5階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
SOMPOケア株式会社
東京都品川区東品川四丁目12番8号
代表取締役 鷺見 隆充
- 4 廃止年月日
令和4年6月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第226号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年7月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1370805846
- 2 事業所の名称及び所在地
あわーず東京江東居宅介護支援ステーション
東京都江東区大島四丁目6番23号田中ビル1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社あわーず東京城東
東京都江東区大島四丁目6番23号
代表取締役 藤田 敏克
- 4 廃止年月日
令和4年6月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第227号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和4年7月1日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 2 5 4 6
- 2 事業所の名称及び所在地
亀戸在宅介護支援センター
東京都江東区亀戸四丁目 2 1 番 1 3 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人あそか会
東京都江東区住吉一丁目 1 8 番 1 5 号
理事長 古城 資久
- 4 廃止年月日
令和 4 年 6 月 3 0 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 2 2 8 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 2 6 0 3
- 2 事業所の名称及び所在地
西大島在宅介護支援センター
東京都江東区大島四丁目 1 番 3 7 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人あそか会
東京都江東区住吉一丁目 1 8 番 1 5 号
理事長 古城 資久
- 4 廃止年月日
令和 4 年 6 月 3 0 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 2 2 9 号

災害対策基本法 (昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号) 第 4 9 条の 7 第 1 項の規定に基づく指定避難所を下記のとおり指定した。

令和 4 年 7 月 1 日

江東区長 山 崎 孝 明

- 1 新たに指定をする指定避難所
 - (1) 施設名及び施設種別
こどもプラザ (公共施設)
 - (2) 住所

江東区住吉一丁目 9 番 8 号

◎江東区告示第 2 3 1 号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和 4 年 7 月 4 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

1 開発区域 又は工区に 含まれる地 域の名称	江東区東砂六丁目 5 6 番 1
2 許可を受 けた者の住 所・氏名	東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 1 番 1 号 東急不動産株式会社 代表取締役 岡田 正志

◎江東区告示第 2 3 3 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 5 日

江東区長 山 崎 孝 明
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 2 6 1 1
- 2 事業所の名称及び所在地
古石場在宅介護支援センター
東京都江東区古石場二丁目 1 4 番 1 - 1 0 1 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人あそか会
東京都江東区住吉一丁目 1 8 番 1 5 号
理事長 古城 資久
- 4 廃止年月日
令和 4 年 6 月 3 0 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 2 3 8 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 4 年 7 月 5 日

江東区長 山 崎 孝 明

記

- 1 介護保険事業所番号
1370802496
- 2 事業所の名称及び所在地
江東ホーム在宅介護支援センター
東京都江東区東陽二丁目1番2号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人あそか会
東京都江東区住吉一丁目18番15号
理事長 古城 資久
- 4 廃止年月日
令和4年6月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第11号

下記により、令和4年第6回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和4年6月21日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和4年6月24日（金）
午前10時
- 2 場所 江東区文化センター
- 3 議題
日程第1 議案第21号 江東区文化財の指定
- 4 報告事項
(1) 令和4年第2回区議会定例会（教育委員会関係）について

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 1 名を抹消した。

令和 4 年 6 月 22 日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 4 年 6 月 22 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数
8, 502
- 2 選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数の 6 分の 1 の数と 40 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
137, 516
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
70, 849

◎江東区選挙管理委員会告示第 11 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 39 条の規定により、令和 4 年 7 月 10 日執行の参議院議員選挙における、各投票区の投票所を別紙のとおり定める。

令和 4 年 6 月 22 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙〕

投 票 所 一 覧

令和4年7月10日執行 参議院議員選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第1投票区	八名川小学校	新大橋三丁目1番15号
江東区第2投票区	深川小学校	高橋14番10号
江東区第3投票区	中村中学校・高等学校	清澄二丁目6番15号
江東区第4投票区	元加賀小学校	白河四丁目3番19号
江東区第5投票区	深川第六中学校	平野三丁目6番13号
江東区第6投票区	毛利小学校	毛利二丁目2番2号
江東区第7投票区	東川小学校	住吉一丁目12番2号
江東区第8投票区	扇橋小学校	石島18番5号
江東区第9投票区	都立大江戸高等学校	千石三丁目2番11号
江東区第10投票区	明治小学校	深川二丁目17番26号
江東区第11投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目1番6号
江東区第12投票区	富岡区民館	富岡一丁目16番12号
江東区第13投票区	深川第三中学校	越中島三丁目7番1号
江東区第14投票区	平久小学校	木場一丁目2番2号
江東区第15投票区	東陽小学校	東陽三丁目27番12号
江東区第16投票区	江東区役所	東陽四丁目11番28号
江東区第17投票区	東陽中学校	東陽二丁目1番8号
江東区第18投票区	深川南部保健相談所	枝川一丁目8番15-102号
江東区第19投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目21番14号
江東区第20投票区	枝川小学校	枝川三丁目5番3号
江東区第21投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目6番1号
江東区第22投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目4番4号
江東区第23投票区	東雲小学校	東雲二丁目4番11号
江東区第24投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目9番46号
江東区第25投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目1番22号
江東区第26投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目10番57号
江東区第27投票区	香取小学校	亀戸四丁目26番22号
江東区第28投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目5番7号
江東区第29投票区	水神小学校	亀戸五丁目22番22号
江東区第30投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目12番10号
江東区第31投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目36番1号
江東区第32投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目22番4号
江東区第33投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目41番16号
江東区第34投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目2番2号
江東区第35投票区	第一大島小学校	大島二丁目41番4号
江東区第36投票区	第二大島小学校	大島三丁目16番2号
江東区第37投票区	大島南央小学校	大島四丁目18番5号
江東区第38投票区	大島幼稚園	大島五丁目38番1号
江東区第39投票区	第四大島小学校	大島六丁目7番8号
江東区第40投票区	第三大島小学校	大島九丁目5番3号
江東区第41投票区	大島中学校	大島八丁目12番22号
江東区第42投票区	北砂小学校	北砂一丁目3番36号
江東区第43投票区	砂町小学校	北砂四丁目13番23号
江東区第44投票区	小名木川小学校	北砂五丁目22番10号
江東区第45投票区	亀高小学校	北砂五丁目20番16号
江東区第46投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目26番6号
江東区第47投票区	東砂小学校	東砂二丁目12番14号
江東区第48投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目21番5号
江東区第49投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目24番1号
江東区第50投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目13番18号
江東区第51投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目3番13号
江東区第52投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目17番30号
江東区第53投票区	南砂小学校	南砂二丁目3番21号
江東区第54投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目10番3号
江東区第55投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目10番9号
江東区第56投票区	有明西学園	有明一丁目7番13号
江東区第57投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目2番18号

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 2 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 4 年 6 月 2 2 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 3 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項により準用される第 3 9 条及び第 4 0 条第 1 項但書の規定により、令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員選挙における期日前投票所を、次のとおり定める。

令和 4 年 6 月 2 2 日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所 在 地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号	令和 4 年 6 月 2 3 日から 7 月 9 日まで
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目 2 番 1 8 号	午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで
森下文化センター	江東区森下三丁目 1 2 番 1 7 号	令和 4 年 7 月 3 日から 7 月 9 日まで 午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで
富岡区民館	江東区富岡一丁目 1 6 番 1 2 号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目 1 番 5 号	
カメラアプラザ	江東区亀戸二丁目 1 9 番 1 号	
総合区民センター	江東区大島四丁目 5 番 1 号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目 7 番 3 号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目 8 番 3 号	

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 4 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 9 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により、次の期日前投票所を在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所として指定した。

令和 4 年 6 月 2 2 日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所 在 地
江東区役所	江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 5 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 7 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定により、令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 4 年 6 月 2 2 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 6 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 4 条の規定により、令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院議員選挙の開票の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 4 年 6 月 2 2 日

江東区選挙管理委員会

- 1 開票場所 ホテルイースト 2 1 東京
江東区東陽六丁目 3 番 3 号
- 2 開票日時 令和 4 年 7 月 1 0 日
午後 8 時 5 0 分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 7 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 1 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 6 7 条第 1 項の規定により、令和 4 年 7 月 1 0 日執行の参議院（東京都選出）議員選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和 4 年 6 月 2 2 日

江東区選挙管理委員会

開票管理者 小西典子
江東区東砂二丁目

同職務代理者 小櫻 勲
江東区大島七丁目

◎江東区選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院（比例代表選出）議員選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和4年6月22日

江東区選挙管理委員会

開票管理者 柴田 幸雄
江東区東陽三丁目
同職務代理者 植村 典侑
江東区北砂五丁目

◎江東区選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により、令和4年7月10日執行の参議院（東京都選出）議員選挙及び参議院（比例代表選出）議員選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和4年6月22日

江東区選挙管理委員会

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目11番28号
- 2 日時 令和4年7月7日
午後5時30分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第20号

令和4年6月22日付江東区選挙管理委員会告示第15号の一部を次のように改める。

令和4年6月24日

江東区選挙管理委員会

〔以下省略〕

区 議 会

◎区議会議決事項（令和4年第2回定例会）

6月8日から6月30日まで会期23日間にわたって開会した令和4年第2回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

議案第32号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第1号）

（6月13日原案可決）

議案第33号 包括外部監査契約の締結について

議案第34号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について

議案第35号 仙台堀川公園改修工事（B-5）請負契約

議案第36号 清水橋架替工事（その2）請負契約

議案第37号 江東区文化センター改修工事請負契約

議案第38号 江東区文化センター電気設備改修工事請負契約

議案第39号 江東区文化センター機械設備改修工事請負契約

議案第40号 江東区亀戸スポーツセンター改修工事請負契約

議案第41号 江東区亀戸スポーツセンター機械設備改修工事請負契約

議案第42号 特別養護老人ホーム江東ホーム改修工事請負契約

議案第43号 特別養護老人ホーム江東ホーム電気設備改修工事請負契約

議案第44号 特別養護老人ホーム江東ホーム機械設備改修工事請負契約

議案第45号 江東区立元加賀小学校校舎その他改修工事請負契約

議案第46号 江東区立第二大島小学校改築工事請負契約

議案第47号 江東区立第二大島小学校改築電気設備工事請負契約

議案第48号 江東区立第二大島小学校改築機械設備工事請負契約

議案第49号 江東区立深川第二中学校校舎その他改修工事請負契約

議案第50号 江東区立深川第二中学校校舎その他電気設備改修工事請負

- 契約
 議案第 5 1 号 江東区立深川第二中学校校舎
 その他機械設備改修工事請負
 契約
 議案第 5 2 号 議決を得た契約の契約変更に
 ついて
 議案第 5 3 号 江東区事務手数料条例等の一
 部を改正する条例
 議案第 5 4 号 江東区特別区税条例等の一部
 を改正する条例
 議案第 5 5 号 江東区立幼稚園教育職員の給
 与に関する条例の一部を改正
 する条例
 議案第 5 6 号 令和 4 年度江東区一般会計補
 正予算 (第 2 号)
 (以上 6 月 3 0 日原案可決)
- 2 選任同意 (区長提出)
 議案第 5 7 号 江東区監査委員選任同意方に
 ついて
 松 土 英 男
 (6 月 3 0 日同意)
- 3 報告 (区長提出)
 報告第 1 号 令和 3 年度江東区繰越明許費繰
 越計算書について
 (6 月 8 日報告)
- 4 議案 (議員提出)
 議員提出議案第 1 2 号 学校におけるネット
 いじめ防止対策の更
 なる強化を求める意
 見書
 議員提出議案第 1 3 号 環境教育の推進及び
 カーボンニュートラ
 ル達成に向けた学校
 施設の Z E B 化の更
 なる推進を求める意
 見書
 議員提出議案第 1 4 号 子育て支援の財源等
 に関する意見書
 (以上 6 月 3 0 日原案可決)
- 5 その他の議決事項等
 令和 4 年度予算審査特別委員会の設置及び委
 員の選任
 (6 月 8 日設置及び選任)
 諮問第 2 号 審査請求に関する諮問について
 ※
 令和 4 年度国内都市行政視察に関わる議員の
 派遣について
 令和 4 年度予算審査特別委員会の設置及び委
- 員の選任
 (以上 6 月 3 0 日決定)
 ※審理員意見書の内容は妥当である旨答
 申することの決定。